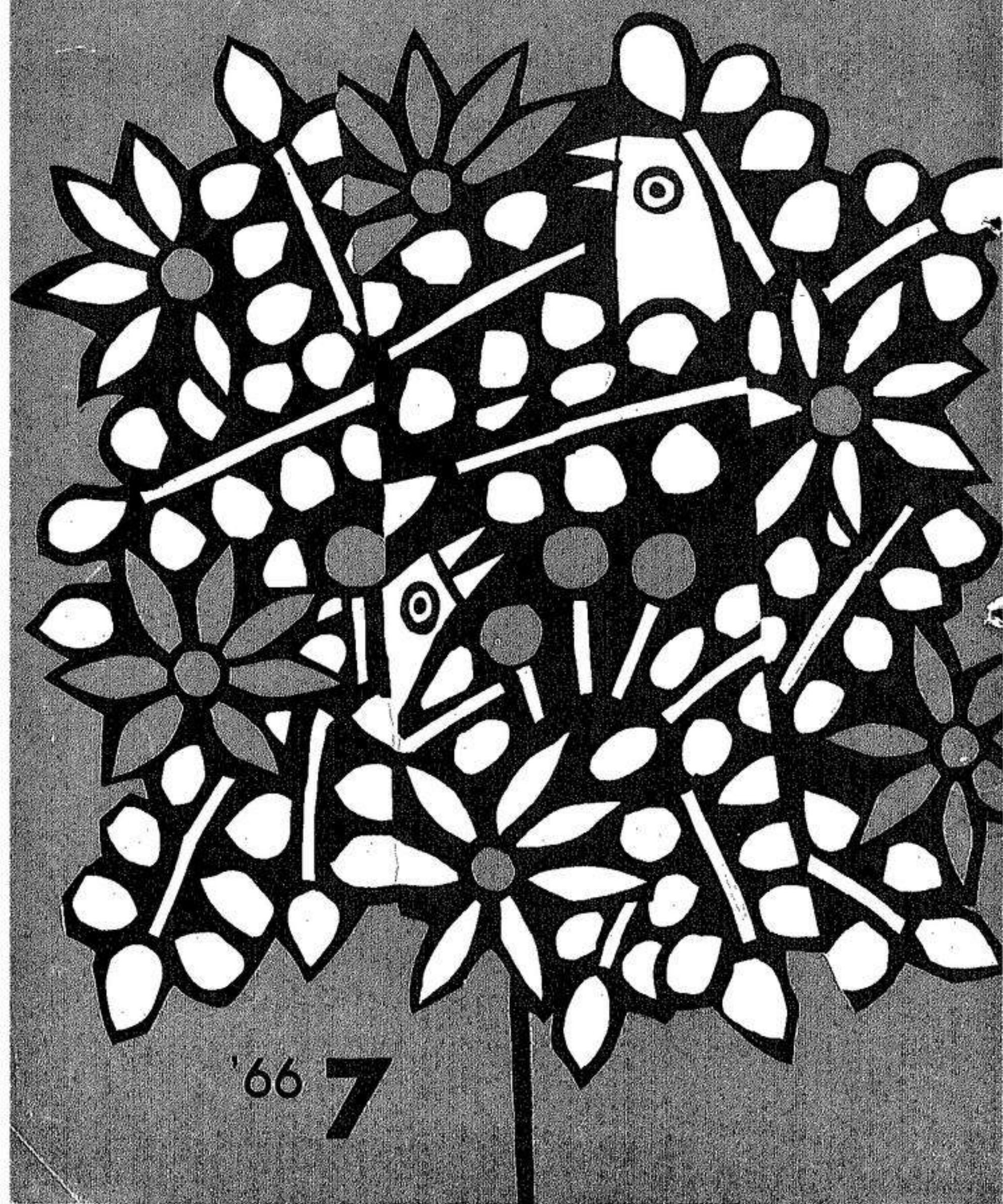


婦人 & 年少者



'66 7

第2表 重大災害発生状況（昭和39年・40年）

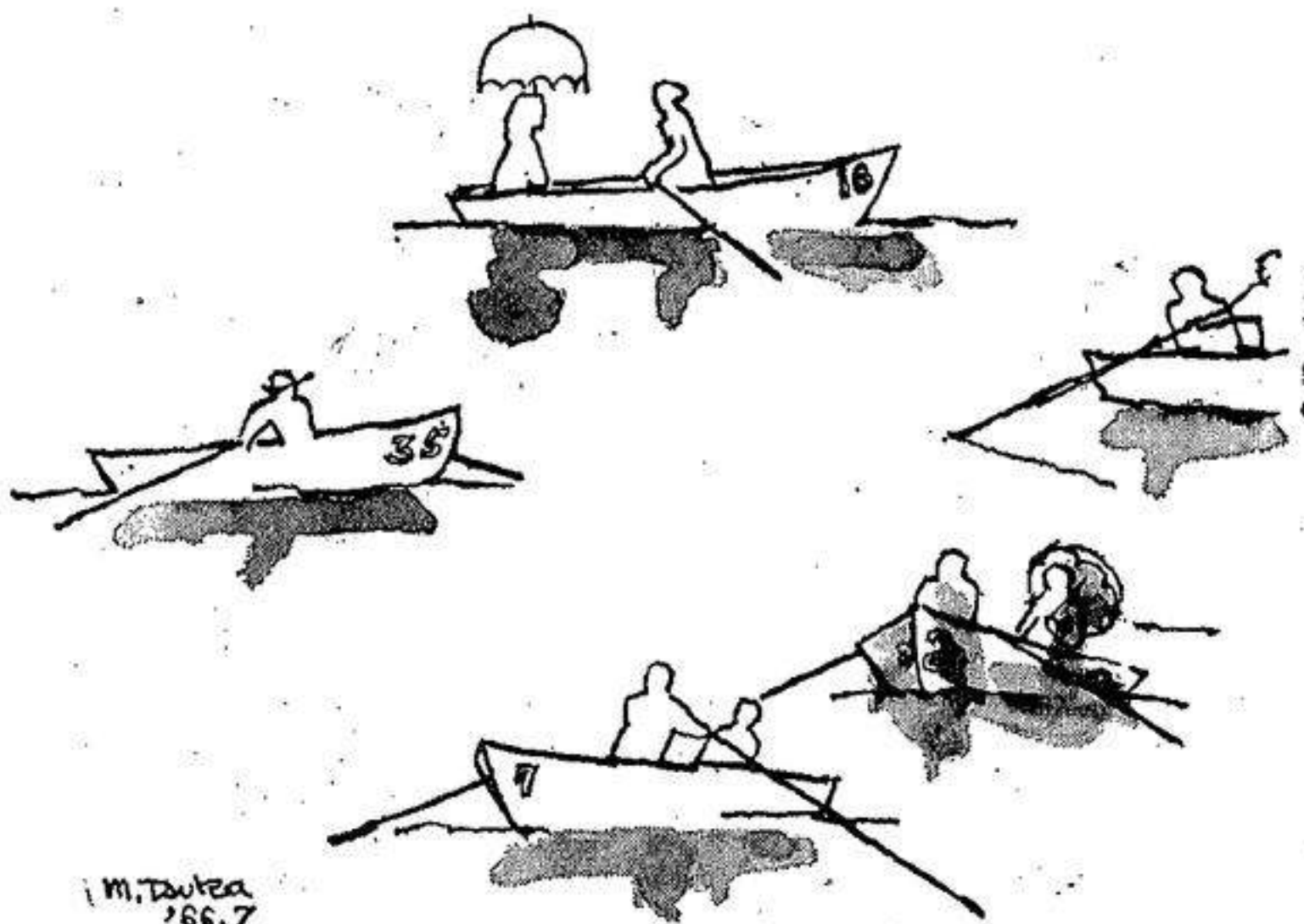
	年 別	死 傷 者 数 (うち死亡者数)	事 故 の 種 類 別 件 数																						
			合 計	爆 発										破 裂	土 砂 岩 石 崩 壊	落 盤	雪 崩	倒 壊	クレーン・デリック・ 索道等によるもの	交通 事故 (軌道・道路)	火 災・ 火災	中 毒・ 薬傷	電 気	海 難	そ の 他
				小 計	発 破	爆 火	引 火 性 料 品	可 燃 性 ガ ス	水 蒸 気	粉 じ ん	そ の 他 の	爆 発 性 料 品													
合 計	40 39	1,462(296) 1,626(287)	276 261	52 66	6 9	1 4	25 26	9 17	4 5	1 2	6 3	7 12	32 26	2 2	2 2	17 20	14 14	96 80	10 7	12 15	5 1	8 5	19 13		
製 造 業	40 39	392(76) 482(67)	77 73	30 42		1 4	15 20	6 10	3 5	1 1	4 2	7 9				2 1	3 1	14 8	7 8	7 8	1 1		6 4		
土 石 採 取 業	40 39	7(1) 47(11)	2 13	1 4	1 3		1						1 6			1		2							
建 設 業	40 39	838(135) 698(116)	149 121	18 13	5 6		8 2	2 4	1		2 1		31 20	2 2		15 16	10 8	56 50	2 3	3 2	3		9 6		
運 輸 業	40 39	38(5) 78(11)	9 13	1 1			1			1		1				1		8 8					2		
貨 物 取 扱 業	40 39	15(3) 128(24)	5 8		1		1									2	1 2	1 2		1			3		
林 業	40 39	21(3) 61(13)	3 10											2			1 2	1 7					1		
漁 業	40 39	47(46) 41(24)	8 7															2				8 5			
そ の 他	40 39	104(27) 91(21)	23 16	2 5			1 2	1 3				1					1	16 1	1 4	2 4	1		1		

(注) 本表は、重大災害(一時に3人以上の死傷者を伴った災害)について調査したものである。

第3表 死傷災害発生状況比較表（昭和40年・39年）

区 分 事業の種類	死 傷 計				死 亡				休 業 8 日 以 上			
	昭和40年 1~12月	昭和39年 1~12月	増減数	増減率 (%)	昭和40年 1~12月	昭和39年 1~12月	増減数	増減率 (%)	昭和40年 1~12月	昭和39年 1~12月	増減数	増減率 (%)
合 計	408,331	428,558	-20,227	- 4.7	6,046	6,126	- 80	- 1.3	402,285	422,432	-20,147	- 4.8
鉱山保安法適用事業 を 除 く 計	372,071	392,922	-20,851	- 5.3	5,297	5,652	-335	- 6.3	366,774	387,270	-20,496	- 5.3
製 造 工 業	149,550	160,324	-10,774	- 6.7	1,161	1,189	- 28	- 2.4	148,389	159,135	-10,746	- 6.8
鉱山保安法適用事業	36,260	35,636	+ 624	+ 1.8	749	474	+275	+58.0	35,511	35,162	+ 349	+ 1.0
土 石 採 取 業	6,089	6,294	- 205	- 3.3	211	256	- 45	-17.6	5,878	6,038	- 160	- 2.7
建 設 事 業	113,444	120,420	- 6,976	- 5.8	2,251	2,405	-154	- 6.4	111,193	118,015	- 6,822	- 5.8
運 輸 事 業	28,275	26,849	+ 1,426	+ 5.3	449	506	- 57	-11.3	27,826	26,343	+ 1,483	+ 5.6
陸上貨物取扱業	17,640	20,052	- 2,412	-12.0	225	218	+ 7	+ 3.2	17,415	19,834	- 2,419	-12.2
港 湾 荷 役 業	12,090	13,347	- 1,257	- 9.4	112	133	- 21	-15.8	11,978	13,214	- 1,236	- 9.4
林 業	22,486	24,788	- 2,302	- 9.3	319	327	- 8	- 2.4	22,167	24,461	- 2,294	- 9.4
漁 業	3,116	3,177	- 61	- 1.9	93	105	- 12	-11.4	3,023	3,072	- 49	- 1.6
そ の 他	19,381	17,671	+ 1,710	+ 9.7	476	513	- 37	- 7.2	18,905	17,158	+ 1,747	+10.2

(本文25ページ「労働災害の現状と防止対策」参照)



婦人と年少者 十四巻七号 目次

オーストラリアの婦人労働事情 高橋展子 2

職場の安全を進めるために 小島 清 5

女子年少者の安全管理について 中塚英隆 7

職場の安全と主婦の役わり 奥田嘉一 9

『年少労働者』と『非行』 黒川又郎 19

「満十五歳未満の児童の使用許可
の取扱に関する通達」について 年少労働課 18

女先生だけの小学校を訪ねて 馬場深雪 16

古川市に勤労青少年ホーム誕生 年少労働課 18

座談会

室長の目をおして

みた婦人少年問題

加藤キミ
金川文子
大坂巳年子
黒岩ミドリ
島井サトヨ
(司会) 石井雪枝

(資)(料)(室)

労働災害の現状と防止対策 労働省安全課 25

売春防止法一〇周年記念行事について 28

売春に関する年表① 29

資格を要する婦人の職業⑤ 31

婦人に関するうごき 32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額 表紙 3

労働災害資料(表) 表紙 3

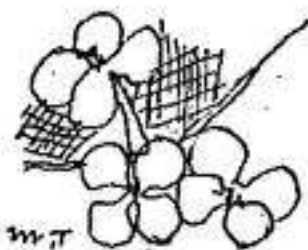
婦人少年局ニュース 表紙 3

◇こちらになりましたか 表紙・扉 33

塚谷政義

オーストラリアの婦人労働事情

—働く婦人の地位についての会議に出席して—



高橋展子

(労働省婦人少年局長)

メルボルンで開かれる婦人労働に関する国際会議に出席するため五月はじめ豪州に赴いた。羽田を夕刻にたって、香港・マニラを経由、約十五時間で豪州の玄関シドニーに着き、さらに国内線に乗りついで、昼すぎにメルボルンに着く。赤道を越えて南半球にある豪州は季節はちょうど日本と逆になり、すでに秋も深くなっていた。時差は一時間なのであまりつかれない。

まず目にうつる飛行場周辺のく

すんだ赤レンガの家なみは、さながらロンドンの町外れを思わせる。そして、町に入り、滞在の日がたつにつれて、石作りのビルや、バルコニーのある住宅、教会やグラマスクール、郊外のひなびたコーヒーショップ、それに、通りの

名前まで、イギリスそっくりのものだらけである。まことにこの国は「イギリスよりもイギリス的」といわれるほどに、文化・制度・慣習等、旧本国イギリスの伝統を踏襲しているようであった。家庭第一主義も徹底していて、ナイトクラブのたぐいは皆無に近く、商店も六時には全部店を閉じ、夜の町は静まりかえる。

土地の広さと人の少なさは圧倒的である。なにしろ日本の五十倍の広さの土地に、日本の約十分の一の人口(一千百万)という、気の遠くなるような数字である。町の静かさも、清潔さも、人々のおうような親切さも、賃金の高いことも、社会保障の進んでいることも、要するにこの国で良いことはすべて、土地の広さと人の少なさに起因するよう思われてきて、ためいきをくり返したのである。

* 会議の性格と構成

会議の名称は「Women At Work」——a national conference on the status of women in employment』である。すなわち、この会議は、国際会議と言っても、豪州レベルで行なわれたものであり、それに、英国・米国とともに、日本からゲストの参加が求められたものである。

会議は連邦政府労働省と民間の経済諸団体の共催の形で開かれたのであるが、その音頭とりは、メルボルンのあるヴィクトリア州の経営者連合会であった。

会議開催の目的としては

1 この国の今後の発展と繁栄のために婦人が果たし得る分野を明らかにすること

2 婦人がその能力をのばし、その抱負を充足してゆくことを可能ならしめることの必要性を使用者に教えること

3 経済社会における婦人の新しい地位についての一般の認識を深めること

があげられている。要するに労働力不足を背景にして、婦人労働の有効活用についての啓発をねらいとしたものであるが、経営者団体が音頭をとっているところが面白い。

会議の形式は、いわゆるシンポジウムで、スピーカーが順次、意見発表を行ない、フロアから質疑をうけ、最後に金スピーカーによる討議を行なうというやりかたである。スピーカーには、経営者代表・組合代表・婦人団体代表・学者といった顔ぶれがならんでおり、それに外国からのゲストスピーカーとして、イギリスのデーム・メアリー・スミートン女史(労働次官代理、文部次官補を歴任、イギリス官界で女子として最も高い地位にいたる婦人で、その功によりデームの称号をさづけられている)、アメリカのカイザリング女史(労働省婦人局長)、日本からは、社会開発懇談会委員の相馬雪香女史と私とが加わったのである。

討議参加者は、豪州各地から集まった、経営者・労働組合・婦人団体・一般有識者等約二百五十名で、男女ほぼ半数ずつであった。

* 会議の日程と内容

会議は五月三日、四日の両日にわたってひらかれた。日程は大略次のとおりである。

第一日 五月三日(火)

開会の辞 レディ・ケーシー(総督夫人)

基調講演 ビュリー氏(労働大臣)

意見発表 デーム・スミートン(英国)

「婦人の能力の開発——経営者・労働者

・政府の共同作業」

意見発表 カイザリング女史(米国)

「アメリカの働く婦人——新しい挑戦と

新しい責任」

意見発表 サー・ウェブスター(濠州繊維

協会会長)

「経営と婦人労働者」

意見発表 相馬雪香(日本)

「日本における社会開発」

第二日 五月四日(水)

意見発表 デーム・スミートン(英国)

「婦人の能力の開発——教育と訓練」

意見発表 ゴードン夫人(全国婦人協議会

会長)

「家庭と地域社会」

意見発表 リオルダン氏(濠州事務員組合

連合会書記)

「労働組合と婦人労働者」

意見発表 高橋展子(日本)

「日本におけるオートメーション、技術

変革の女子雇用にあつた影響」

意見発表 ヘインズ教授(ニューサウスウ

エルズ大学産業部長)

「変化する社会における婦人の地位」

全体討議 金スピーカー

開会に当たっては、軍楽隊による英国・米

・日本の国歌演奏があり、なかなか荘重な雰囲気であつたが、会議は一般に和やかに運んだ。

濠州側のスピーカー達の発表は、一般にこの会

議の目的とする「婦人労働力有効活用について

の世論の啓発」という路線にそつて、啓蒙的な

色彩が強かつた。男女の能力に差のないこと、

婦人を責任ある地位につけるべきこと、婦人労働

力を有効に活用することによって労働力不足

を解決し、経済発展をはかるべきこと等が強調

された。ゴードン夫人とヘインズ教授は、社会

の近代化、婦人の生活周期の変化という点か

ら、婦人がより多く経済活動に従事すべきこと

をのべた。しかし両者とも、子供の小さい時の

就労はさけるべきものとし、中年以降の婦人の

再就職に重点をあてていた。この点について労働

組合のリオルダン氏は、「幼児をもつ婦人が

経済的な必要からやむなく働くという状態はな

くすべきである。それは児童手当の増額、教育

費の援助、その他各種年金の増額等によって解

決されるはずである」とのべていた。

最後の全体討議のとき、フロアから「労働省

のなかに婦人局を設置すべし」という動議が出

され、賛成絶対多数で簡単に可決された。

＊ 婦人労働事情

会議及び各地の視察によつて、濠州の婦人労働

事情を多少学んだ。とくに印象的な二三の点

をのべてみることにする。

○ 婦人の就業構造 この国は農業国として名

高い。しかし農業人口は極めて少なく、全就業

人口の二割を占めるに過ぎない。とくに女子の

場合は著しく、四割に満たない。農業における

生産性の極めて高いことを物語るものであり、

また同時に婦人が農作業に従事しないというア

ングロサクソン系の生活パターンに由来するも

のである。私が訪問した農家では、約七百町

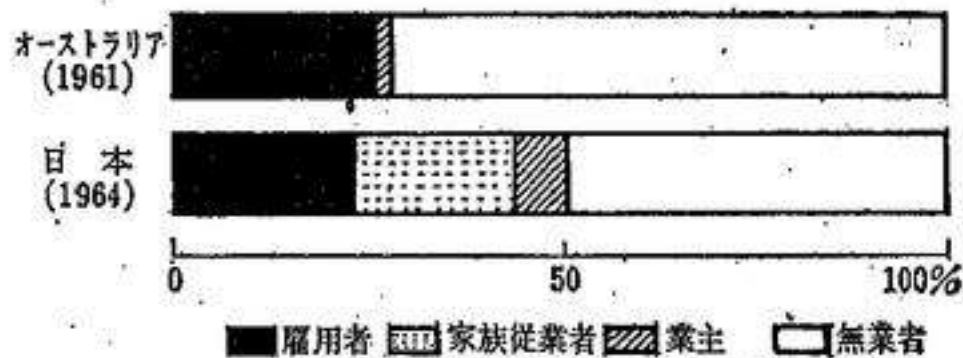
表 1 産業別、従業上の地位別女子労働力人口 (オーストラリア)
(1961年国勢調査)

	就 業 者				失業者等	合 計
	業 主	雇用者	家族従業者	計		
農林・狩猟・漁業	28,151	7,650	3,023	38,824	332	39,156
鉱業・採石業	40	1,406	1	1,447	13	1,460
製造業	8,041	233,681	359	242,082	11,127	253,208
建設業	1,228	5,880	32	7,140	99	7,239
電気・ガス・水道・衛生業	25	5,598	1	5,624	20	5,644
商業	33,961	248,231	1,948	284,139	5,780	289,920
運輸・倉庫・通信業	1,679	34,636	60	36,375	414	36,789
サービス業	31,651	354,135	2,254	388,038	9,409	397,449
分類不能の産業	640	10,685	193	11,520	16,786	28,304
計	105,416	901,902	7,871	1,015,189	43,980	1,059,169

Year Book of the Commonwealth of Australia 1965より

歩の土地をもち、羊を二千五百頭飼っていたが、農作業は主人と犬二匹だけでやっており、主婦は都市サラリーマン家庭の主婦と同様な優雅な生活をしていた。

女子 15 歳以上人口の就業状態



全就業者の九〇%が雇用者である(わが国は四・九%) (表1参照)。その結果、十五歳以上人口に占める雇用者の比率は二五%となり、日本の二二・五%よりも高くなる。すなわち女子の職場進出の割合は日本よりもやや大きいのである(図参照)。

職業別にみると、事務職が最も多く二九%を占め、また専門的技術的職業が一三・八%とかなり高い。管理的職業も日本よりはるかに高い(表2参照)。また年齢構成では、三十歳以上が五二%、そのうち四〇歳以上が三二%と、中高年齢の割合が高い(日本の女子雇用者の場合、三

表2 職業別女子就業者の構成

	オーストラリア 1961	日本 1964
総数	100.0%	100.0%
専門的技術的職業	13.8	4.7
管理的職業	4.1	0.2
事務	29.0	13.3
販売	12.7	13.3
農林漁業及び類似職業	3.5	35.2
採鉱採石	—	0.1
運輸通信	2.4	1.1
技能工・生産工程従事者	16.5	18.7
単純労働者	—	3.8
サービス職業	15.8	9.5
軍隊	0.2	—
分類不能の職業	2.0	—

オーストラリアは国勢調査
日本は総理府統計局労働力調査

十歳以上は三三%、四十歳以上は一八%)。シドニーにある大きな通信機の組立工場で、中年過ぎの婦人がずらっとならんで、細かな手先の仕事をしている光景は、日本ではちょっと想像できないものである(以上藤州については一九六一年、日本は一九六四年の数字である)。

○マリジバーの問題

マリジバーとは既婚婦

人の就労を法的に禁止する制度で、連邦政府職員及びいくつかの州の政府職員や公立学校の教員、オーストラリア放送協会、連邦銀行協会の職員、公立病院の医師や看護婦等、公的資格をもつ機関の専門的な職種において適用されている。実際の運用に当たっては、「他に適当な者

がない場合には留任を認める」という便法をとっており、したがってこれらの職場にも既婚の婦人は少なくない。しかし、その場合は原則として、いわゆる臨時職員となることになっている。会議における基調講演の中で労働大臣は「連邦政府職員の場合は、近い将来においてマリジバーは撤廃する」と述べて喝采をあげた。しかし一方、マリジバーの廃止には独身婦人の反対があるということも聞かされた。いずれにせよ、これはイギリスの古い制度がそのまま残っている典型的な例であろう。ところで、このような制度があるにもかかわらず、既婚婦人の職場進出は顕著であって、就業者の三八%は有夫者である。

○同一賃金の問題

この国では男女同一賃金

の保証はない。それどころか、「女子の賃金は男子賃金の七五%とする」という規定があるのである。ところでこの国の賃金決定方法は極めて独特で、各職種別に基本賃金が労働仲裁裁判所によって決定される。これはホワイトカラーも公務員もすべて含んで横断的に決定されるものである。したがって、その個別裁定(アウワードとよぶ)は数千を数える。そして大部分のアウワードが女子の基本賃金を男子の七五%としているのである。このような制度は不合理であり、社会正義に反し、また女子の職場進出を阻害するといって労働組合は反対しているが、使用者団体は、女子の賃金を男子に引あげることとは、国の経済機構をゆるがすことになり、

(以下8ページ下段につづく)

職場の安全を進めるために



災害による損失は大きい

人間尊重の面から安全が強く取りあげられているが、企業内においては生産・販売など企業活動に直接反映する面には各社とも必死の努力を続けているが、安全衛生となると、問題が地味なため軽視されている向きがある。しかし、そこから起こる人的、経済的損失は見逃がせない。昭和三十九年一年間だけでも七三万人が死傷しており、うち約六、二〇〇人が死亡している。この数からみると、日本では毎日、約一七人の割合で尊い人命が失なわれている。勘定になり、これからもたらされた経済的損失も推計二、五九〇億円にものぼっている。

同様なことは衛生の面からもいえる。とくに

小 島

清

(東芝・柳町工場安全厚生課主任)

最近是有害業務従事者の増加や、生産方式の变化、さらには生産の自動化、機械化などにより急速に職業病、精神神経病が多発している。事務機械化で登場したキイパンチャーにこの問題が取沙汰されたことなども記憶に新しいところだ。こうした一連の疾病で全労働者が昨年一年間に休んだ日数は一億五千万日で、これもざっと四、五〇〇億円にのぼる損失だという。

このように多くの人命が失われ、損失を被っている観点から、労働災害防止の重要性があるわけである。第一に職場でプレスにより指を切断したり、金属溶解炉の溶湯がはねて失明したり、大ヤケドした本人の肉体的、精神的苦痛はいうまでもなく、家族の悲しみは推測するまでもないことである。

次に経営的見地からしても、これらの災害に

要した多額の費用は商品原価に組み入れられてコスト高を招く。また職場生産の志気にも大きく関係してくる。最近特に学校の就職斡旋について、会社・工場の災害率を調査し、率の高いところには、自分の学校の卒業生を送らない気風が高まっているとのことである。

災害をなくすには

災害をわれわれの職場から追放するにはどういう点に重点をおいたらよいだろうか。それには、個々の職場を安全診断して、その職場にきく特効薬を投入することであるが、常態としてまず安全の管理機能組織の確立である。経営者が災害防止に深い感心を持って、職制を利用して工場長・部長・課長・主任・組長・班長に安全管理・監督の権限を移譲し、作業員一人一人の末端に至るまで、不幸な災害者を絶対に出さないための信条と対策が必要である。

安全に限らず、人間が集団生活を送るためには、まず教育が必要である。親が幼児を教育する場合「しつける」というが、職場にあっても全くこれと同じで、不安全な行動を発見したら、監督者は勿論、作業員同士がその場で、何回でも、勇気と愛情をもって注意し、正しい安全な作業方法が習慣となるまで教えこむ。

例えば、ある組長は、一つのグループの職場が作業中乱雑になり、工具・部品・材料・運搬車等が所かまわず置かれて危なっかしい状態が

見られた時は、その場で全員に作業を五分間中止させ、全員で整頓させた後に作業を続けさせるなど。このように何回でも繰返し、よいしつけが身につくまで忍耐強く訓練をする。

次に安全技術の面であるが、ケガは作業行動によることが多いもので、人間工学的な考え方を導入しなければならない。普通、工場では安全関係の担当は労務係とか、安全係がなっているが、それはそれなりでよいが、安全施設・安全装置を新設したり改善したりする場合は是非とも現場の技術係の力を借りなければならぬが、現場においては、つとめて作業者が不注意な行動があつても「ケガ」をしないように、例えばプレスの下に手を入れさせないために、ピンセットを使用させたり、スイッチボタンは両手で押すようにしたり、手がプレスの下にある時は稼働しないと、または手を払い除く装置をつけたりして、二重、三重の安全装置をつけて「ケガ」をさせないことを原則としなければならぬ。これをフルプルーフといい馬鹿でも「ケガ」をしないということなのである。

三つ目は強制することである。これの一番大きいものは法律や規則で、国は安全的な施設を事業主に強制しているのであり、職場は勿論この安全規則に従わなければならないのであるが、「ケガ」の原因すべてについて規則に成文するわけにはいかないし、また規則を実行しなければ絵に書いた餅に等しい。現場の班長・課長などをもって従業員の身近にいるものが、安

全な行動が習慣となるまで強制することが必要となってくるわけである。

人間の感情を理解すること

これらの指導の外に、人間関係が良好な状態にあることの必要性が叫ばれてきている。

米国のウェスタンエレクトロニクス、電気メーカリーのホーソン工場で「人間の問題」を実験したそれによると、照明をだんだん明るくすると能率も同様上昇するが、一旦上昇すると照明を暗くしても能率は下がらない、月の明るさくらいにしてやっと能率が下がった。また、休憩を与える、昼食を出す、帰りを三〇分早くすることにより能率は上昇した。しかし、一度上昇した能率は、このことを与えなくとも下がらなかったことが報告されている。つまり、今まで作業環境を良くし、給料を上げ、不平・不満のタネを無くしさえすれば作業能率はあがると単純に考えられていたのであるが、この実験では最も大切なことは、人間の「感情」を理解することであり、会話や態度や行動の底に渦巻いている感情の理解なくしては、作業能率の向上は望めないという結論に達したのである。

そして、人間の感情の理解の方法として非誘導的面接方法が登場し、この方法が現在の積極的傾聴法に受けつがれ、単に生産性の向上だけでなく、人間関係の改善や、精神衛生や、職場規律、安全しつけの面でも応用されるようになったのである。職場の若い従業員と面接してみ

ると、結局、一番求められているものは、上長との密接な接触である。その積極的傾聴法は「職場の安全」にも大きい役割と期待がかけられるものである。

当工場の女子・年少者のための安全対策

当工場では、女子・年少者の安全的人格を養成するために、安全週番制を採用した。グループごとに監督者以外全員参加で一週間ずつ安全当番者として二名指名し、黄色当番腕章をつけて、主としてグループ内の整理整頓、服装態度、不安全個所の摘出、不安全行動の是正、さらに上長に意見を具申する制度を推進している。しかし、年少者・女子では先輩諸兄に言いにくい、面と向かっていえないことがあるので、日誌に記入して班長・組長・課長に提出する。課長は対策事項を赤記して週番者に戻す。この制度を実施してからは、一人一人の安全意識が旺盛となり、監督者の目の届かない点が発見され、災害潜在原因の芽をつみとり、多大の効果をもたらした。不休災害が三十八年四七三件、三十九年三八八件、四十年二四九件と年々減少をみた。

今まで年少者・女子従業員はいつも注意される立場であつたものが、安全週番に権限が移譲されてからは、腕章をつけた時は、変わった角度から眺めるので、監督者が口やかましくいう安全指示が理解でき、また率先垂範せざるを得

自分の安全は自分で守る、ということとは当然であるが、グループとして総合の力を安全に結びつけたら一層効果的であろうと考え、相互注意推進にあたりグループ制を採用してみた。長時間にわたる作業中には、無意識のうちに不安

全動作を行なってしまうことがある。これをだれでも気がついた者が注意してやるのが相互注意であるが、他人に注意することはむづかしいものであり、つい見過ごされてしまいがちである。これをスムーズに「危いよ」と声をかけることが、いつでも、どんな場合でも、お互いさんの気兼ねなくできる環境とするのが、相互注意を成功させる上に大切なことである。

全員に主旨を徹底させ、この運動を盛り上げるため、自分たちも積極的に参加したのだということを意識させるために、課題提案として全員から、どのような方法で行なったら効果的であるか、アイディアを募集し、グループ制による相互注意を実施した。しかし、このグループ制も、単に職場の中だけのつながりでは、全員が強い親近感をもつに至らず、不安全事故も見過されるのではないかと懸念されたので、グループ活動を社外まで延長して、レクリエーションなどもグループ単位で行なうようにし、同僚間に親近感を深めさせるように心掛けた。そばで同じ作業を行なう同僚一〇名くらいを一単位としたグループ作りをしたので、この運動には新入社員も抵抗なくとけ込んで行き、効果を上げることができた。

*その他の施策

また安全意識向上の助長対策として毎月一日と十六日を工場安全日に制定している。当日は職場の入口に安全旗および懸垂幕を掲げ、各人着用の名札を、緑十字を入れた名札と始業時に

つけ替えさせ、翌日はまた普通の名札に必ず替えさせる。つけ替えを忘れていた者にはお互いに注意し合い、安全意識の向上に役立たせている。

次に、課員の手で安全スライドの制作も試みた。このスライドの制作は、作品のでき栄えの良し悪しは問題外とし、みんなの手で、なるべく多勢が参加して製作し、安全に対する認識と理解を深めることがねらいで、できるだけ多勢の人に出演させ、各工程一本ずつ作製した。

上映にあたっては、自分達が製作し、出演したものであり、みんなが進んで興味深く観賞し、視覚教育としても役立ち、当初の目的は十分果たしたと思っている。

視覚による安全意識喚起の方法として、過去に災害が発生した場所にその受傷状況の概略を漫画的に描いたポスターを掲出し、類似災害発生の予防を試みるなど、次々と行なっている。

職場の中での安全施策は着々と実を結びつつあり、女子・年少者の災害発生は激減し、本年に入ってから皆無に近い状態を維持している。しかし、この成績に溺れることなく、さらに有効に安全管理を進めるために、職場の第一線監督者である班長・主任級の教育を行ない、万全を期したいと思っている。

このように、われわれに課せられた仕事は限りなく続いている。職場内外のいづれを問わず災害を追放し、健全で明るい職場建設のために、今後ともあらゆる方策を探究し、良策を結集して、災害撲滅に邁進したいと思っている。

(キーワーズ)

国際競争力を低下させるという点から反対している。政府の立場は「同一賃金制に反対ではない。労働組合が労働仲裁裁判所にもち出すようにすすめている」と労働大臣が基調講演で表明した。これに対して労組代表は「連邦政府がまずその部内において同一賃金を実現すべきである。そうすれば私企業もこれにならうだろう」と言い、フロアから「何故労働裁判所にもちこまないのか」という質問が出たのに対しては「今年はまだほかに大きなストライキをしたから無理だ」と答えていた。長い歴史を持つ制度を改めるのはなかなかむづかしく、戦後の改革で一挙に男女同一賃金の原則が確立した日本の場合とは大分事情がちがうようである。また企業別賃金体系のなかで、あいまいな形で同一賃金が保たれていることの多い日本と違って、厳密な賃金制度の確立している濠州の場合、同一賃金の実現はたしかにその影響するところは小さくないから漸進的な過程をふまざるを得ないようにも思われる。ところで実際には、女子の平均賃金は男子の約七〇％で、同一賃金の保証のある日本の場合よりはるかに高いのである。

○その他

深刻な労働力不足にかかわらず看護婦・保姆等がゆったりと充足していること、家内労働対策として、家内労働従事者のほうにライセンズを出して規制していること、ヴォランティアサーヴィスのさかんなことなどが目立ち、それらの社会的歴史的背景をさぐってみることが、興味深いことであった。

一、はじめに

近年「家族ぐるみ」、「地域ぐるみ」の安全運動が盛んになって来た。これは職場における安

職場の安全と主婦の役わり



奥 田 嘉 一

(ダイセルKK網干工場安全衛生課長)

ろが一般に、家庭の主婦に対しては、職場の環境や怪我の原因等について、余り知らされていないのが現実である。

勤めに出る人を家庭から送り出すとき、「行

ってらっしゃい」という簡単なあいさつですまされているのが最も普通であるが、必ず今日も無事で早く帰って下さいと、心で念じているはずである。

不幸にして職場の不慮の事故のために死傷された場合、大抵の主婦は「仕方がない」、「運命だ」、「寿命がなかったのだ」等、ただあきらめるのに精いっぱいであるが、その陰では、計り知れない精神的・肉体的・経済的な苦しみに加え悲しんでいられる場合が多い。そういう不幸を少しでも少なくするためにも、転ばぬ先の杖として、主婦の方々にもその原因の追究と予防対策に努めていただく必要がある。

災害には必ず原因があり、これを物質的・設備的原因と人的・行動的原因に分けることができる。前者については会社・工場においては全面的に最優先してその対策と取り組んでいる。後者についても安全訓練その他の面で工場では努力しているが、工場で行なう対策には限度があり、社会や家庭の協力を得なければならぬ面が多い。そこで当工場においては、家族ぐるみの安全運動の一端として、主婦の方々に安全に対する理解を深めていただくために毎年工場見学を催しているのである。

ここにその方法と内容をご紹介します参考に供したいと思う。

二 家族の工場見学によるPR

家族の工場見学も、その目的によって方法と内容が変わってくる。当工場においては、工場

で働いているご主人や子弟の身の回りを常に世話されている主婦に限定して、見学の対象とした。

1 目的

言うまでもなく職場における安全の理解を深め、その対策に協力していただくことが目的である。そのためには会社全体・工場・職場・設備・工程・原料・製品・二次製品に至るまで、出来るだけ幅広く知っていただくようにしている。

2 行事

(1) 製品展示

(2) 会社全体の紹介映画の映写

(3) 工場見学とくにご主人の働いている職場を重点に見学

(4) お話と座談会

以上の事項を、午前十時から六時間で実施した。

三 安全講話の内容

1 災害の原因

けがの原因を責任別に大別すると、次の通りである。

(1) 管理が悪いための原因

これは設備・機械・安全装置の不備故障、あるいは安全規則や作業標準の不備、安全教育訓練の不行届き等によるもので、管理監督者の責任に属するものであり、災害全体の一〇～一五％である。

(1) 作業者自身の行動による原因

これは安全規則や作業標準が守られない、いわゆる不注意によって起きる災害で、一般に行動災害と呼ばれているが、これが全体の八五、九〇%を占めている現状である。次に掲げるのは当工場において昭和四〇年に発生したけがの分類である。

(2) 管理の不備による災害

(設備・資材の不備)

(2) 行動災害

- ・ 作業動作による 六・二%
- ・ 安全設備・保護具不着用 九三・八%
- ・ 設備・資材・工具の不点検 六九・二%
- ・ 連絡・通報・打合わせ不備 一三・八%
- ・ 命令不履行 七・〇%
- ・ 二・五%
- ・ 一・三%

さらに行動災害の原因(間接原因という)を調べてみると、次のようなものがある。

○肉体的欠陥から起きる作業動作の緩慢。

例えば病氣、酒の呑み過ぎ、遊び過ぎ、長時間または過激な労働、睡眠不足等からくる「疲労」が作業意欲を減退させ、動作が緩慢となるために、けがの原因となるもの。

○精神的欠陥による放心、落ち付きの欠除。

例えば病氣・心配事・悩み・興奮・極端にうれしい時など、仕事中に放心し、気が散り、落ち付きを欠き、「ついうっかりして」事故を起こすもの。

管理面の不備による災害は割合にその原因がはっきりしているもので、その対策も容易であるが行動災害については全く反対で、その原因

見学についての主婦の感想

質問	兵庫県の工場	東京都内の工場	兵庫県の講習会
1. 主人の働いている職場をみて	95% 5 0	83% 0 12	
2. 製品や設備の説明を聞いて	90 0 5	85 2 7	
3. 工場安全の話について	85 0 15	20 59 20	64% 17 19
4. 工場安全の話聞いて	100 0 0	89 0 0	99 1 0
5. 工場安全の大切なこと	100 0	65 32	94 6
6. 工場安全について	100 0	95 0	77 23 0
7. 工場安全の話の時間が	40 60 0	61 20 12	89 2 9
8. 安全の内容が	100 0 0	87 7 0	94 6 0
9. 安全講習会を	100 0 0	95 2 0	99 0 1

(注) 話の時間90分

2 行動災害の原因をなくすには

(1) 平和な家庭であること

主人が丈夫で長く働けるようにするためには、何よりも明朗で平和な家庭であることである。それにはつぎの三つの条件がある。これは、すべての男性の女性に対する希望条件であらう。

○主婦自身がいつも朗かで健康であること。

○主婦はいつまでも若さを失わないこと。

○経済的余裕のある家計状態を作ること。

以上、三つの項目が充足している家庭は必ず円満であらう。主人は職場で安心し、落ちつい

は雑多で表面に表われるものは極めて少なく、従って困難とされている。間接原因の殆んどは私生活の中で行なわれ、管理監督者の目の届かない工場外で、知らぬ間に作られているわけ、ここに、主婦の安全意識の高揚と協力が、ぜひとも必要な理由があるのである。

主婦は家庭にあって、子弟に安全習慣をつける重要な立場におかれていると同時に、主人や子弟が職場で安全作業ができるように、心を尽くす必要がある。

て仕事に励むことができる。

①疲労回復について

とくに工場で働く人々は、騒音、粉じん、振動、温度の変化、臭気等、異常な作業環境で一日働き続け、時には機械の調子が悪い場合もあり、また、上司からガミガミ言われ、仕事に追い回されて疲れきっていることもある。そのような状態で、わが家に休息の場を求めて帰るのであるから、家庭ではできるだけ休息のできる態勢で夫を迎える心がけが必要であり、そのためにも家庭は一家だんらんの場であってほしいものである。

なお、疲労を回復させる方法を二、三つぎにあげてみよう。

○主婦はよい話し相手になること——職場から帰ったとき、異常な疲れや、困っている表情・興奮している態度などが認められたら、いわゆる「聞き上手」になって、心の中にしまっていることを吐き出させるように仕向けることである。だれでも言ってしまうと、肩の荷が降りたように気軽になるものである。

○晩酌は心よく——飲み過ぎはけがのもとになるが、睡眠を促す程度の晩酌は血行を促進し疲労回復に役立つものである。

○睡眠——睡眠は疲労回復に最も大切であるから、十分熟睡のできる工夫が大切である。蒲団は清潔に軽く軟かく、枕は出来るだけ低目に、遮光・換気・騒音に注意を払い、殊に夜勤者の昼寝は細心の注意が必要である。睡眠薬やビタミン等薬剤の使用は医師の指示に従い、最

低七時間の睡眠が規則正しくとれるように心がけたいものである。

○食事と栄養——働く者にとって、働く仕事量によって、体力の維持プラス働くエネルギーに必要なカロリーは飲食物から補給されるのが最も理想的である。ビタミン・蛋白質・ミネラル等の栄養素を多く含有する食物を選び、偏食にならないように工夫することは大切な主婦の役目である。働く者にとっては、ことに朝食のカロリーが必要である。少ないカロリーでは、昼食までの疲労を早める結果となる。たとえば、夕食のカロリーを減らしても、朝食には十分なカロリーをとるべきである。朝食に油脂や蛋白質の食べ得られないのは、朝寝をするからで、食事前三〇分〜六〇分に起きて、庭の手入や掃除などをして運動すれば、食欲の出るのは、うけあいである。

○気分転換——肉体的疲労は睡眠で十分回復するが、精神的疲労は睡眠だけでは蓄積するから、軽い運動や散歩、家族そろってのピクニック等、主婦のたのしい計画が功を奏するものである。また、室内の色彩、調度品などの交換、配置がえ等、ちょっとした主婦の心づかいが気分の転換に役立つものである。

四 おわりに

以上のような内容の講話をしたあと、質疑応答、安全についての意見の交換を行なって、散会することになっている。見学会の結果やその反応を調べるために、見学者にアンケートを依頼

した。その結果を集計したものが、ここに掲げた表であるが、成功とまでは言えないにしても失敗ではなかったと、いささか自負している次第である。

なお、他社で行なっている主婦に対する安全のPRの方法には、主婦安全大会（講演会）や懇談会、印刷物の配布、映画会、安全作文や標語・ポスターの募集等がある。

◆新聞配達少年の交通災害防止について申入れ

新聞配達少年の交通事故による災害は、最近の交通事情からますます多発の傾向にあるので、労働省では去る六月十七日、労働基準局長・婦人少年局長連名で、新聞販売店協会の責任者を招請、労働基準局長室において同協会会長・副会長・事務局長と災害防止につき懇談、今後の災害防止対策並びに保償について申入れを行なった。

新聞販売店においては従来から労災保険に加入しているところもあるが、その数は少なく、かつ未加入店所属の少年により多く事故が発生している傾向もあるので、この際、労災保険への加入、並びに別個の保償金積立についても考慮するよう勧告した。これは、労災保険による保償金の支給額は給与の千日分で、三十万円程度の低額であるから、保険金にさらに上積みする必要があるためである。これに対し、同協会側も善処方を確約した。

中小工場や商店などの年少労働者の雇用難は、年一年と深刻になってきているようだ。そのため、雇主側も少年の方も、お互いに十分な調査や話し合いもしないで、雇用するということもある。就職した後で、約束が違ふとか、自分の考えていたとおりでない等の理由でやめてしまふ者もいる。中には雇主の取扱いや給料に不満をもったり、同僚との折合いがうまくいかないなどといった離脱していく者もある。今その性格や家庭環境等に多くの原因をもちながら集団就職してきた少年が、非行に走るにいたった保護観察の一事例のあとをたどり、年少労働者のもつ問題点をさぐってみよう。

年 少 勞 働 者 と 非 行

—第18回「社会を明るくする運動」月間に際して—

黒 川 又 郎

(法務総合研究所教官)

× × ×
A少年は郷里F県の村立中学校を昭和三十七年三月卒業、直ちに都内の機械製作所に見習工として集団就職した。そこは、その年の一月頃に、中学の先生や職安の職員の人たちの世話で来た。家庭の父母とも老齢で、父は近所の手伝い程度の僅かの収入。ただ少年の兄がバスの運転手をして、一家の生計を支えている。苦しい家庭であった。「家に月給を入れないでもよいから、自分だけで生活せよ」と、家族はもてあましきみだった。

ここで少年の生活歴や性格をのぞいてみよう。二歳の時、母の不注意で頭を強く打ち、その後消化器系の病気で、発語や歩行などの発育が遅れ、知力も劣っていることがわかってきた。中学に進学してから、家庭は教育に関心がなく、少年も学習に興味をもたず、成績も振るわなかった。単純作業なら黙々と行なうが、へたに注意すると、すぐやめてしまう。兄の物を持ち出して殴られ家出したこともあった。性格的にも知的低さに相応した情意面の偏りがめだった。少年の非行性も、この頃からすでにその芽ばえを認めることができようか。考えもあさはかで、目の前の快や不快なことに軽率に左右されがちな傾向があった。

職場には、幸にも同村出身の者がいたので、初めはそれと親しかったが、少年の身辺が不潔で口べたなので、皆から嫌がられがちであった。映画、パチンコ、年九月になって、突如一連の非行が発覚。低級雑誌などで日を過ごしてきたが、工員の某から自慰を教えられ、常習となつた。ビール一本ぐらい飲むことも覚え。週刊紙でパンティを盗むのが流行しているとの記事を読み興味を持ち、また一人で夜遊びをするようになった。

家庭には年二回くらい戻っていたようであるが、家庭は少年を厄介者扱いにして、就職後一度も職場や寄宿舎を見にも来なかった。仕事はフライス盤を使うが、数理的感覚が低いため、作業効率十分でなかった。しかし、給料は残業手当を含めて月平均二万円くらいであった。少年自身も現在の職種と地位に安んじているふうであった。これは自分の知的な能力の低いという認識をもっていないから可愛いがられたという欲求が相当に強かったことにもよるようだ。

知能が低いということが、かえって他人との折合いをよくし、職場におちつかせたというところになったのかもしれない。然し少年自身の欲求や興味の水準は周囲の者と相当かけ離れているため、社会生活面では自然と孤立することが多かったであろう。残念なことに、雇主も少年のこのような表面的な孤独に気づかないで、細かい配慮や積極的な指導がなされなかった。

ところが、就職後二年たった昭和三九年九月になって、突如一連の非行が発覚。前後十二、三回にわたり夜間遅く、近くのアパートや物干場から女性用のパンティを約二十数枚も盗んでいたというのである。家庭裁判所は少年を保護観察処分付した。保護観察所では、本人や雇主と面接、調査の結果、雇主は再雇用の意向があり、少年も同所で働きたい希望を有しており、実母は引受ける意志がないことなどがわかった。雇主の暖かい保護のもとで少年の再出発が始まった。

一般に中小事業や商店の特色や強味は、家庭的な愛情で少年の立ち場にたって、一人一人の悩みや望みを聞き、親身して世話してやれることだと思う。「だまされて来たみたい」「もっと金が欲しい、ひまが欲しい」など、働く者の希望や苦悩は限りがない。こうした勤労少年たちが不満や不平を一応みだして、職場に定着し、仕事に喜びをもつためには、雇主や周囲の人達の心からの関心や愛情が是非とも必要なこととなる。

このケースは、保護観察開始後すでに二年近くなろうとするが、その間、雇主が少年に対し深い愛情をそそぎ、また保護観察の趣旨をよく理解し、保護司に全面的に協力してくれたので、成績も向上し、良好な状態が半年以上も続いている。保護観察所では近くこのケースの良好解除を予定している。

満十五歳未満の児童の使用許可の 取扱いに関する通達について

年少労働課

心身成長の過程にある若年者の保護育成の問題は、ひとりわが国だけでなく世界各国においても重要な課題の一つとなっており、あらゆる角度から検討されているところであるが、この保護育成の問題は労働の分野においても決して例外ではなく、当然要求される問題であることはいふまでもない。

さて、若年者の労働保護を考える場合、根本的につきの二つのものがまず問題となる。一つは、特定の年齢未満の者を労働者として使用することを許さないとするいわゆる「最低年齢」の問題であり、いま一つは、特定の年齢未満の者について、使用することは認められるが、その使用に当たっては特別の制限（時間外・休日労働、深夜業の禁止、危険有害業務の就業制限等）を加えるとするいわゆる「保護年齢」の問題である。本年、四月二十八日付け婦発第一七五号・文初中第二九九号で「満十五歳未満の児童の使用許可に関する取扱いについて」施行された労働省婦人少年局長・労働省労働基準局長・文部省初等中等教育局長の三

者連名通達は、労働基準法第五十六条（最低年齢に関する規定）の第二項の取扱いに関する通達であって、右の「最低年齢」に属するものであると云える。

ところで、最低年齢の問題は国際労働会議においても早くからとり上げられ、世界各国それぞれ国情を異にするにもかかわらず条約を採択し、その後も年齢が逐次高められるとともに、適用範囲も工業的企業から非工業的企業へと範囲の拡大がなされている。すなわち、一九一九年のILO（国際労働機関）第一回総会では、「工業に使用し得る児童の最低年齢を定める条約（第五号）」（わが国批准済み）を採択して最低年齢を十四歳と定め、ついで一九三二年の第十六回総会「非工業的労働に使用し得る児童の年齢に関する条約（第三三三号）」を採択して、原則として十四歳未満の児童及び初等学校に就学義務のある十四歳以上の児童の使用を禁止するとともに、児童の健康または正常な発達に害がなく、学校の授業を受けるに妨げとならないような軽易な労働については、十二歳以上の使用を認

め、さらに、芸術・科学・教育のために、公衆娯楽に、又は映画の役者・補役として出場する場合につき、さらにその例外を認めている。右の両条約は、ともに一九三七年改正され、前述の十四歳及び十二歳の年齢は、それぞれ十五歳及び十三歳に引き上げられるに至っている。

わが国においても、明治四十四年制定の工場法においては十二歳であったものを、右の第五号条約の批准に伴ない、大正十二年制定の「工業労働者最低年齢法」によって十四歳に引き上げるとともに、その適用範囲も工場に限らず、いわゆる工業的企業（労働基準法第八條第一号から第五号までの事業）にまで拡張したが、さらに、現行労働基準法は右条約にならう、工業的企業のみならず非工業的企業についても十五歳を最低年齢と定めるに至った。但し、非工業的企業については行政官庁の使用許可を受けて例外的に使用し得る場合が認められている。前掲の行政通達はこの使用許可の取扱いをその内容としたものであり、従来の取扱いと異なった点もあるので、以下、その通達について詳述することとする。

説明の都合上、まず労働基準法第五十六條の規定を全掲してみよう。

「満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、

且つその労働が軽易なものについては行政官庁の許可を受けて、満十二歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することが出来る。但し、映画製作又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。」

右の第二項がいわゆる使用許可に関する規定であり、この使用許可の取扱いに關して従来つぎのような指示通達が施行されている。

昭和二十二年十一月十一日付け労働省
婦人第二号通達（抄）

児童の就業許可にあたっては、児童の心身の状況を直接調査した上で決定すること。

なお、児童福祉法等の規定に違反することのないよう充分注意すること。

学校当局と連絡を密にして、児童の教育上の要求について充分考慮を払うこと。殊に、就業した後、学校長より要求があった場合は、速かに実情を調査した上で適当な措置を講ずること。

許可の可否の決定は迅速に行なうこと

昭和二十九年六月二十九日付け基発第三五五号通達（抄）

許可の処分は、できる限り、申請にかかる児童、親権者、使用者等について、児童の就業がその健康及び福祉に有害でないかどうかについて実情を調査した上で行なうよう留意すること。

許可の処分を行なうに当たって、「当該申請にかかる児童の居住地を管轄す

る労働基準監督署長の意見を聴く」としたものは、(筆者註「女子年少労働基準規則第二條」参照)児童の意思に反した申請がなされ、あるいはその意思に反して就業せしめられることを防止する趣旨によるものであるから、この趣旨に従って児童の居住地の労働基準監督署長は、調査その他適宜の措置を講じ、速やかにこれを所轄労働基準監督署長に通報すること。

右の通達のほか、新聞配達業務に従事する児童については、さらに許可の裁量そのものについてつぎのように通達されている。

昭和三十一年十二月二十一日付け婦発第二六五号・国初第一一六号通達(抄)

この許可は、就労の事由が家計の補助または本人の修学に必要な費用の支弁等やむを得ないものについてのみ与えることとする。

以上の労働基準法第五十六條第二項及び諸通達に基づき、事業の所在地を管轄する労働基準監督署長は、関係者について実態を把握し、当該許可申請に係る児童の、

- 1 職業が、労働基準法第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業であるかどうか。
- 2 職業が、健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものであるかどうか。
- 3 労働時間が、修学時間外であるか

どうか。

などについて審査の上、許可の決定を行なうこととなるわけである。

(注) 女子年少労働基準規則第十條により、労働基準監督署長はつぎの各号にかける業務については許可を与えることができないことになっている。

- 1 公衆の娯楽を目的として曲馬又は軽わざを行なう業務
- 2 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所において、歌謡、遊芸その他の演技を行なう業務
- 3 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務
- 4 エレベーターの運転の業務
- 5 前号に掲げるものの外、労働大臣が別に定める業務

ところが、さきに労働省婦人少年局が実施した「アルバイト中学生徒の労働実態調査」の結果(本誌、昭和三十一年九月号参照)によれば、いわゆるアルバイトに従事している児童のうち、使用許可なく就労しているものかなりの数にのぼっている。この使用許可のない就労は、そのこと自体労働基準法違反であることはいうまでもないが、これが他の重要な法違反、たとえば就労禁止職業または業務への就労、労働時間・休日における違反等を招く原因となるおそれがあるのである。その是正は児童の労働保護上一刻の猶予もできない問題と考えられるのである。今般施行された前掲「昭和四十一年四月二十八日付け婦発第一七五号・文

初中第二九九号通達」(全文後掲)は、この是正措置を講じたものであるが、その要点はおおよそつぎのとおりである。

- 1 使用許可に関し、使用者(事業経営者)、児童及び親権者に対する周知徹底を図る。
- 2 使用許可申請書に添附する書類のうち、親権者の同意書及び学校長の証明書についてその様式化を図る。

(注) 1 使用許可を受けようとする使用者は、女子年少労働基準規則第一條により、様式第一号の「使用許可申請書」(後掲)に、当該児童の「年齢を証明する戸籍証明書」、「修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書」及び「親権者又は後見人の同意書」を添附して、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。書類は、「年齢を証明する戸籍証明書」を除いて二部作成すること。

(注) 2 「年齢を証明する戸籍証明書」は、当該児童の本籍地の市区町村長が作成するが、この証明は、労働基準法第百十一條の規定により無料で請求することができ

(注) 3 右の「学校長の証明書」と「親権者の同意書」は、従来、別紙で書式もまちまちであり、また、書類作成に当たり、児童の労働条件が必ずしも明確でなく書類作成に困難を感じる事例もあったことから、児童の労働条件の明確化と事務処理の便宜のため様式化したものである。

3 従来、新聞配達業務に従事する児童については、就労の事由を許可要件の

一つとしていた(前掲参照)が、最近、労働条件の向上がみられる等の理由もあって、就労事由を許可要件から撤廃するとともに、新聞販売業に限らず全業種について就労の事由を許可の要件としないことを明らかにした。

以上、通達について解説したが、使用許可は、児童の労働保護に関して基盤となるものであるので、児童の雇用に当たっては本通達の意図するところに従って使用許可申請が行なわれることを望んでやまない。

(通 達)

婦発第一七五号

文初中第二九九号

昭和四十一年四月二十八日

婦人少年局長

都道府県労働基準局長 殿

都道府県教育委員会

労働省婦人少年局長

労働省労働基準局長

文部省初等中等教育局長

満十五歳未満の児童の使用許可に関する取扱いについて

標記のことについては、昭和二十二年十一月十一日付け婦発第二号労働事務次官通達及び昭和二十九年六月二十九日付け基発第三五五号労働省労働基準局長通達により指示されているところであるが、さきに労働省婦人少年局長が実施した「アルバイト中学生徒の労働実態調査」

別 紙

中学校長殿		昭和 年 月 日	
使用者 職 氏 名 〇		〇	
証 明 申 請 書			
下記生徒を労働者として使用するにつき、労働基準法第56条第2項の規定により修学に差し支えないことを証明願います。			
生徒の氏名	性別 男・女	学年 年 組	生年月日 昭和 年 月 日 (満 才)
事業の概要	事業の名称		
	事業の所在地	(電話 番)	
	事業の種類及び内容		
	労働者数	総数	15歳以上 人
労働条件の概要	雇用契約期間	定めない・定める (自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日)	
	労働時間	1週間実働 時間・1日実働最長 時間 (自 時 至 時)	
	労働日及び休日	労働日 連日・毎週 曜日・日おき 休日 毎週 曜日	
	賃金	月給 円 日給 円 出来高給 円 締切日 毎月 日 支払日 毎月 日	
	生徒の就く業務の内容		
同意書		証明書	
本人氏名が事業所の名称において		本校第 学年 組 生徒の氏名(生年	
上記条件で働くことに同意します。		月日)が上記条件で働くことについては、修学に差し支えないことを証明します。	
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
親権者(後見人)氏 名 〇		学校長氏 名 〇	
本人氏 名 〇		生徒の 月 火 水 木 金 土 計	
		修学時間	

(記載上の注意)

- ① 父及び母が親権者である場合は双方とも署名押印すること。
- ② 「生徒の就く業務内容」欄は、新聞販売業については、朝・夕刊の区別も記入すること。
- ③ 学校長の証明書の「生徒の修学時間」の欄は、当該の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から休けい時間(昼食時間を含む)を除いた時間を記入すること。

(様式第一号)	
使用許可申請書	
事業の種類 事業の名称	事業の所在地
児童の氏名 性別 生年月日	住 所
児童の就く業務内容	労働時間 ()
年 月 日	使用者 職 氏 名 〇
労働基準監督署長殿 名 〇	
記載心得 労働時間の欄は修学時間を()内に記入すること。	

によれば、就労者のうちかなりの者が、労働基準法第五十六条第二項の許可なく使用されており、このことは就労禁止職業又は就労禁止業務への就労のほか、労働時間、休日における違反等を招く原因となるおそれがあると考えられる。

このような実情にかんがみ、満十五歳未満の児童(以下「児童」という。)の就労保護のための監督指導を強化するとともに、今後、使用許可に関しては、前記諸通達を示すもののほか、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係機関と

の連携を密にし、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、新聞配達業務に従事する児童の就労保護については、昭和三十一年十二月二十一日付け婦発第二六五号・国初第一一六号により、労働省婦人少年局長・労働省労働基準局長・文部省初等中等教育局長の三者名をもって通達されているところであるが、使用許可及び学校長の修学にさしかえない旨の証明に関する部分の取扱いについては、今後本通達によることとするので申し添える。

記

一 使用許可の取扱いについて

使用許可の取扱いは、次に示すところによること。

(一)使用許可は、労働基準法第八十六条ないし第十七号の事業に係る職業で、当該申請に係る児童の健康及び福祉に有害でなく、かつその労働が軽易なものと認められる限り与えること。

(二)許可申請書に添付する書類は、なるべくそれぞれ二通(年齢を証明する戸籍証明書を除く)提出させ、一通は控えと

して保存すること。

(三)不許可の決定をした場合の通知は、学校長に対しても行なうこと。

二 修学にさしかえない旨の証明の取扱いについて

教育委員会は、学校長に対し、女子年少労働基準規則第一条に基づく証明に

ついて、次のとおり取り扱うよう指導すること。

(一)就労によって学業又は健康に悪い影響を及ぼすおそれがあると認められる者については、就労を差し控えるよう指導すること。

(二)証明申請書は、別紙様式により三通提出させ、一通は控えとして保存すること。

三 使用許可手続きの周知について

女子年少労働基準規則第一条に定める使用許可手続きの周知については、次のとおり措置すること。

女先生だけの小学校を訪ねて



馬場 深雪
(高知婦人少年室協働員)

(一)婦人少年室長は、各種広報機関を通じて一般広報活動を行なうほか、事業主その他関係諸団体との各種会合等の機会をとらえ、周知に努めること。

(二)教育委員会は、中学校長に対し、児童が就労する場合には労働基準監督署長の許可が必要であることを教職員、生徒及びその親権者(後見人)に周知するよう指導すること。

なお、小学校長に対しても、満十二歳未満の児童は、所轄労働基準監督署長の許可を受けて映画、演劇の事業に使用される場合を除いて、その就労が禁止されていることについて周知を図るよう配慮すること。

わ

が国の教育界では女先生がふえていくということが、教育的にも社会的にもいろいろな話題を呼んでいる。こういったなかで、高知県の公立小学校に、校長を除き、教頭以下みんなが女先生になったところがある。

学校の北と東には、すぐそばまで山がせまっているが、南は少しひらけていて、校庭はわりあい広く、プール・噴水・温室のほか、小鳥・うさぎなど飼っており、小さいながらおちついた静かな農村の学校である。

先生方は、勤続九年以上のベテランぞろい。しかも優秀な方ばかり。年齢はいちばん若い二九歳が一人。そのうえ三〇歳代三人、四〇歳代三人の構成になっていて全員が既婚者である。

国語・体育・音楽など、それぞれ特技のある先生が多く、月一回は研究授業を行ない、活発な意見交かん、討論を行なって研究を重ねているが、「教師の研修の場がもっとほしい」との発言もあって積極的な前むきの姿勢が感じられた。

一つには学校の女先生化は、児童の学力低下、あるいは、学校運営がむづかしくなる、また、これは欧米各国のような、新しい小学校のあり方であるなど賛否両論のにぎやかな意見も出、多くのジャーナリズムにもとりあげられた。

生徒数一三四人、小学級の編成で、校長先生を除いた七人がみな女先生。以前は校長先生を入れて男三人、女四人であったが、この春の異動で専任の教頭を置いて八人となり、全員が同校では新人ばかりである。

県下で数少ない女の教頭さんは「本校が特別な学校という気はしません。地道に毎日の積み重ねを大切にしていこう」とのことだけです」と話された。先生方は「異動の発表を知ったとき、私自身は今まで通りにやっていけば良いと思いましたが、友人たちから、女だけの学校はむづかしいだろうがしっかりやってね、がんばってね、と心配されたり、はげまされたりしたのでびっくりしました。考えてみると、男子の中に入っていた頃は、意識したものではなかったけれど、男子をたよる面があったように思います。これからは一人立ちしないといけないという自覚をもちました」

「女同士で何でも話しあえるし、よく相手のことも理解できるし仲良くやっていきます」

この学校は高知市の西隣りにある吾川郡伊野町枝川小学校で、はりまや橋からバスで約二十分のところにある。

来、小学校の先生は諸外国のように八〇％が女性になると思われる。これまでのように、学校運営は男子教員中心にしなければ出来ないという考え方では教員の配置はむづかしくなってくる。女の先生にも学校運営や指導はできる」と、女先生にも学校運営力、指導力は十分あるとみて、それを立証するために地元教育委員会と話し合って、こんどの教員編成が

「一人一人が責任をもって、しっかりやりましょう」と話しあっています」

「教育は、相手が生きているものなので、ともに学ぶ中でだ

この学校は高知市の西隣りにある吾川郡伊野町枝川小学校で、はりまや橋からバスで約二十分のところにある。

来、小学校の先生は諸外国のように八〇％が女性になると思われる。これまでのように、学校運営は男子教員中心にしなければ出来ないという考え方では教員の配置はむづかしくなってくる。女の先生にも学校運営や指導はできる」と、女先生にも学校運営力、指導力は十分あるとみて、それを立証するために地元教育委員会と話し合って、こんどの教員編成が

「一人一人が責任をもって、しっかりやりましょう」と話しあっています」

「教育は、相手が生きているものなので、ともに学ぶ中でだ



上 職員室風景

下 教頭先生を中心に図面の展示について打合わせ

んだんその成長を見守るのは喜びであるし、生きがいを感じます」となかなか強気である。

特に女だけで出来ないことは宿直だが、現在は学校長と町教育委員会の指導主事、教育研究所の研究生三名が交替に宿直しているという。

県下には他に男子三名が宿直している学校もあるので、このことはなにも枝川小学校だけの問題ではないが、今後女先生が増加する傾向をみれば、どうしたら家庭と学校を両立させながら、女先生の

質を高めることができるかを、子どもを学校にあずけている私たちも真剣に考えなければならぬ時期にきているのではないだろうか。

県外の人たちから、学校あてに激励が寄せられているが、ことにもと教師だった人、幼稚園の園長さんなど、女の人からのものが多いということである。

「婦人の能力をフルに発揮できる道が広げられたものと思う。がんばってほしい」と明るいニュースとして受けとめ、声援をおくっている働く婦人の声も直接きいている。

はじめは女の先生ばかりで不安をもった父兄たちも、このごろではベテランの先生たちの教育ぶりに安心したようで、私がきいた父兄も「皆いっしょうけんめ

いに教育してください。小学校では女の先生がキメが細かくて良いのではないのでしょうか」と言っていた。

しかしまた、父兄の一人は、男女に能力の差があるということではないが、と前向きして、女の子には女先生も良いだろうが、男の子には荒っぽさが必要ではあるまいか、男性的な質実剛健さは育つだろうか、嫉にきびしさがあるだろうか」と不安が残っているようであった。

つぎの意見は県教職員組合のある婦人幹部のものである。

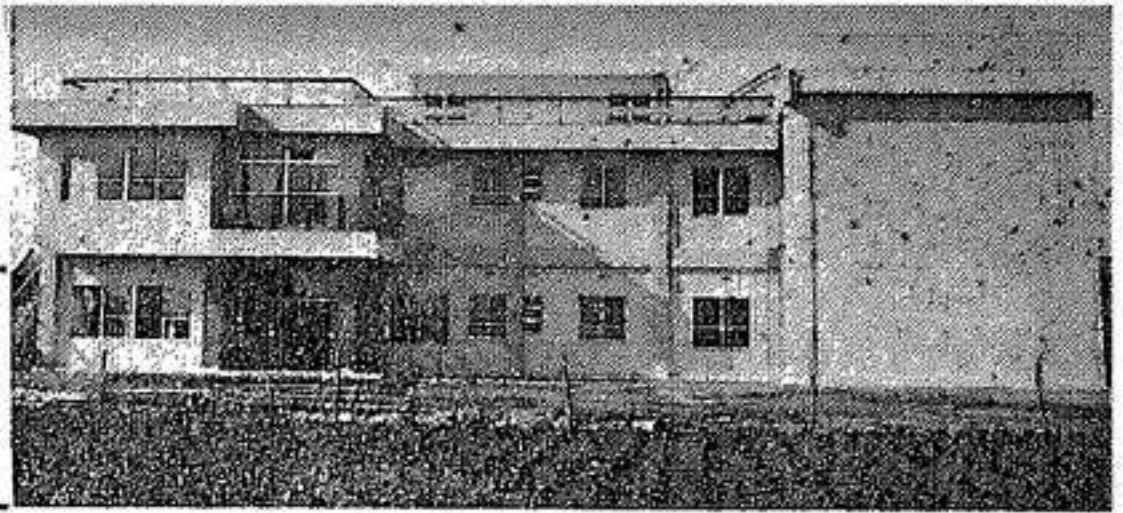
「家庭と同様、学校の場合でも、比率はともかく、男の先生、女の先生、若い先生、年輩の先生などが混っていることが、のぞましい教育効果をあげるのではないでしようか。あえて「女先生だけ」という今回の試み自体が女先生や子どもたちをモルモット化し、教育的立場に立っていないように思われます。配置された先生たちは、女先生の能力の限界を試すために選ばれた立場におかれ、期待と注目と監視の中で、つい無理をしてもがらばらねば、ということになり、本人たちの労働過重のうえに、家族の負担も重くなり、家庭生活がこわされるのではないかと心配します。女の先生ばかりの学校なら、とくに母性保護の上から生徒・産休・年休などが十分とれるような人員の配置が当然考えられねばならないのに、県教委は、その点なんら配慮していないで、私たちの追求に対して、今後

考える」と言っているところにも問題を感じます。」

ともあれ発足して二か月、各方面からの注目の中で、先生方はその日その日の教壇で全力を尽していられる。

最後に「長い目で見てほしい」といわれる校長先生のつぎの言葉を紹介して結びたい。

「私たちは、本校が特殊なものとは思っていません。今まで通り毎日を積み重ねて行けば良いので、長い目で見てほしいと思います。先生方は一人一人が責任をもってしっかりやろうではないかと努力して下さっています。当初は、女の先生だけではきびしさが足りないのではないかと、心配された方もありましたが、家庭訪問や授業参観で父兄の方は、男女の数など問題ではない、担任の先生がしっかり教えて下さったならそれでよい、と安心されたようです。しかしPTAにも出られなかった父兄や、表面に出て来ない意見もきいてみたいものです。まだ、はじめて二か月たったばかりです。新学期早々、新聞やテレビで報道され、こんなに全国的反響があるとは思いませんでした。今は静かに見まもって下さい。



古河市に

“勤労青少年ホーム”誕生

年少労働課

この施設は、福祉施設に恵まれない中小企業に働く地域青少年を対象に、余暇利用の場を与え、生活指導を行なうことにより、勤労青少年の一般的教養を高め、自主的な社会生活態度を育くみ、明日への労働生産性の向上に資することを目的として、古河市が国の補助金、県の補助金及び地元経済界の強力な支援のもとに設置したものである（施設内容「昭和四十年設置一覽」参照）。

ホーム内には、明るいムードの喫茶コーナーが付設され、また、囲碁・将棋等が備えられ、いつでも気軽に利用できる広い談話室、卓球用具・エキスパンダー・サンドバッグ等が備えられ軽運動やフォークダンスの会場となる体育室、特に女性に人気のある調理講習を行なう料理室、華道・茶道等の講習を行なう茶室、その他図書室・講習室・集會室・休養室・売店・浴室等の部屋が揃って、細かいところまで気を配った設備が整っている。これらの設備は、教養と憩いと運動の場として、あるいはいろいろな問題をもちつ青少年の相談の場として、来館青少年個々に供され、また、グループ活動を行なう場として無料で開放されているが、一方、ホーム主催の行事も各種行なわれることになっている。

ホーム主催行事として既に「開館記念ダンスパーティー」・「将棋大会」・「卓球大会」等を行なっており、若い館長さんのもとに今後、各種の教養講習会、講演会等多様な計画を実施する手筈となっている模様である。

このホーム利用資格は、市内の中小企業に働く、又は、市内に住所を有する十五歳から二十五歳までの勤労青少年となっており、毎週木曜日と年末年始（十二月二十九日～一月三日）の休館日を除き平日は午後一時から九時まで、日曜は午前九時から午後五時まで、いつでも利用できることになっている。

開館後まだ大した日数を経過していない現在、一日平均九〇名から一〇〇名、日曜日には一三〇名程度の勤労青少年が来館しており、それぞれ健全な余暇活動を営んでいる。

次に、昭和四十年に設置され今年度より開館されることになった勤労青少年ホームについてみると、それぞれの施設概況は「昭和四十年設置一覽」のとおりであって、各ホームとも設置の目的に沿って地元の勤労青少年の福祉増進に寄与しているところであるが、勤労青少年ホームは、近年の傾向である余暇時間増

大に伴う青少年のいろいろな弊害の排除や職業定着の一方策として、あるいは心身ともに成長過程にある青少年が豊かな人間性を育ててゆくための手段として広く社会一般からその効果を評価されており、各地方公共団体からの設置の声も非常に増大してきている。

このため、労働省では四十一年度より小都市にも設置を容易ならしめるため、従来の構造規模のもの（A級鉄筋コンクリート造り延六五〇平方メートル）のほか、新たに小規模のもの（B級コンクリートブロック造り六〇〇平方メートル以上）の建設を認め、設置数をふやす等、積極的な施策を講じている。

古河市は人口約五万、茨城県南西部に位置し、東京にも近く近年工場誘地等積極的に発展をすすめている地方都市である。この古河市の働く青少年が待ちに待った「古河市青少年ホーム」が、東北本線古河駅より南方歩いて十五分のところ古河七四番地に鉄筋コンクリート造り二階建（一部三階）のモダンな建物として姿をみせ、この四月八日より開館されている（写真は全景）。

勤労青少年ホーム昭和40年度設置一覽

名 称	設置主体	種別	建 物	土地	建設費 (補助対象経費)	開館 月 日
			構 造	延面積	面 積	
大館市勤労青少年ホーム	大館市	新築	鉄筋コンクリート造3階建	987	3,657	22,230 近日中
古 河 市	古河市	"	2階建(1部3階)	699	1,209	22,500 4. 8
船 橋 市	船橋市	"	2階建	748	1,065	29,461 4. 28
高 岡 市	高岡市	"	4階建	890	400	21,900 5. 27
長野県上田	長野県	"	2階建	926	2,399	25,883 5. 31
大阪府立豊中	大阪府	"	2階建(地下1階)	963	729	46,750 6. 1
伊 丹 市	伊丹市	"	2階建	715	4,977	29,498 近日中
井 原 市	井原市	"	2階建	657	10,307	18,483 "
延 岡 市	延岡市	"	2階建	721	3,359	22,289 5. 6
新 潟 市	新潟市	買収改造	5階建	1,247	851	55,065 3. 29
初 木 市	初木市	新築	2階建	680	4,904	(予定額) 8月末 20,000 完 成

婦人少年問題

出席者

広島 婦人少年室長	黒 岩 ミドリ
福岡 婦人少年室長 (司会)	島 井 サトヨ
東京 婦人少年室長	石 井 雪 枝



人問題の三本の柱に分けて進めたいと思います。早速婦人労働問題から入ることにいたしますが、この二十年間に問題がどういふふうに変わってきたか、地域によつても違ふと思いますから、何でもご自由に出していただきたいと思います。

婦人労働者は情熱的だった

加藤 なにしる創設時代で、私たちが情熱にもえていた。何から手をつけていかかわからなかったから、むしろあれだけ情熱がもてたとも思うのです。労働基準法を夢中で勉強したり、基準局の婦人監督官に方々につれてっていただいたり……。婦人に悪影響があるかどうかということで冷凍室の中に入ったことは忘れられません。中に入ると皮膚がチカチカするようで、何べんも出たり入ったりした。それから炭坑にもつれてって下さって、堅坑一千メートルをエレベーターで降りたり。この実際に行ってみて勉強したことが、あとの仕事にたいへん生きたということの時折思い出しています。

黒岩　むしろ向こうから、みんなで寄り合ってゆきましようという組合意識に燃えていたから、こちらも割合にやり易かったと思います。

もう一つ、当時のことで印象に残っているのは、先生の定年制の問題です。女の先生は四十五歳という線が一応出たので、教職員組合から婦人少年室にこの問題をもちこんできた。それで組合の人たちと教育委員会に話しに行ったことがありました。

した。それからやはり、労基法の施行はまだ早いという批判を一般から受けたのです。近代化の進んだ国ならともかく、日本はまだ十分復興していないのとい



働力の供出県でしたが、二十八年だったか操短で婦人労働者が県外からほとんど戻ってきたときに、婦人労働の根本的な問題を見せつけられた感じがした。

石井 保護法規とくに生理休暇の問題は、東京でもいまだに労使双方から持ち込まれますが、地方ではどうですか。

古くて新しい問題——母性保護

島井 婦人労働の問題は古くて新しいというか、むずかしいですね。経営者も相当理解してきましたけれども、非常に保護過剰だという考え方が、社会全体の底流としてあると思うのです。

黒岩 生理休暇にしても、今まで与えてきたが、もうなくなってもいいのじゃないかという考え方に変わってきているような気がします。たとえば、ある会社で生理休暇をとると、休んだ人の家までたずねて行って、痛みはどうだとか、ものすごくつっこんで状況把握に乗り出してきているんです。むしろ大きな組織のところに問題がある。組合でも取り上げておりましたけれど。

島井 最近ではつわり休暇・通院休暇といろいろ設けているところもあって、それに対して非常に積極的に取入れようとしている経営者も出ていますが、一方、婦人は非常に労働日数が少ないじゃないかという世論も出ていますね。

金川 保護ということに対する理解は理論的には浸透してきているが、それが均等の扱いを受けるという段階になると

まだ理解されていない感じがですね。

石井 ご承知のように伊勢丹では生理休暇を無給にした。これは経営者側から一方的に出されたものではなくて、労組の婦人部でまず生理休暇を全部とると、どれくらいの日数になるかを調べた。それから専門医をよんで話を聞いたところが普通の場合、生理日に働くことが難産というようなことと直接つながらないという結論に達して、生理休暇を有給にしないかわりに、男女ともに週休二日制にふみきった。生理日だけを問題にしないで、全体的な健康管理について考えるという姿勢のようです。これも一つの進歩した形じゃないかという見方もあります。しかし、保護法規のために女の労働日数が男より少ないから、均等待遇ができないという考え方は問題ですね。



島井 経営者側にも問題はあるけれど婦人労働者側にも意識が高い層と低い層

との間に大きな断層がある。未組織が多いことも意識の低い原因だと思います。石井 私、驚いているんですけれど、いまだに東京の会議なんかでも、生理休暇の問題が出るんですよ。だから、まだ卒業していないんですよ。

加藤 たしかに婦人労働者側にもまだ認識の足りない面がある。そういうこと

を職場に入ってから急に理解させようとしてもものみこめないでしょうから、就職コースを選んだ子供たちには学校でひと通り労働法規を教えるなり、理解させる素地をつくっておいていただきたいですね。女子高校生なんかで卒業間近に特別講義とかでひっぱり出されることがありますが、聞いてみると保護法規について全然聞いていないというのです。それで、もう少し学校でやっておいてほしいということを、毎年感じるんです。

島井 いまだに生理休暇の悪用の例が出ていますね。給料日のおとや休日の前後に生理休暇をとるとか、海水浴に行ったりとか。経営者にしてみれば、だから婦人労働者は困る、ということとで、相変らず問題になるんでしょう。

石井 これは、結局、年々新しい労働者が入ってきて、その人たちは法規の設けられたほんとうの意味を理解していないから、年々歳々それがくり返されるのだと思います。

婦人労働者の意識を高めること

石井 ほんとうに働く婦人としての意識がしっかりしていれば、悪用などという問題は出てこないはずなんです。正しい職業意識の上に立って、必要な人が生理休暇をとるといふことなら、そんな問題は起こらないはずですから、結局、そういう基本的な意識が確立していないということに問題があるのだと思うんです。

黒岩 意識の問題と関連して、私のほ

うのある会社で、高校卒を百十三名採用するところを六百二十三名がかけつけた。女子は二十五歳定年という制度なのに、そんなことはおかまいなしなんです。はっきりした職業観を身につけていたら、そういう会社へ殺到するはずはないと思いますよ。だから会社側では若年定年制をしいても一向にかまわないということになるんです。



加藤 働く人だけでなく家族ぐるみ女の子の将来に対する価値評価というか、

期待度が非常にあいまいで、甘すぎる。それで子供もあいまいな気持ちで就職してくる。私、働く婦人の福祉運動のとき、夜間のタイピスト学校で、そこへ通ってきている若い人たちに、将来の抱負を語ってもらおうということで、学校でも協力して下すって、話しあった。その人たちは一つの技術を習得するためにタイピストの学校に通っているのだから、さだめし将来、それを生かすつもりだろうと思ったら、なんと、たった一人のほかに、集まった全員が結婚したらやめるといふのです。私の想像は全くあてはずれでした。やめると言わなかった一人の人はまだ在学中で、「まだ働いてみないから何とも言えない」という答えでした。何のために習っているのか聞いてみたら、将

来結婚して、もしものことがあった時に生かしたいと思うから、というんです。私、つくづく考えさせられたんです。

金川 そういうこともあるけれども、一方職場の体制も将来に希望をもてるような措置は非常に乏しいようです。とくに事務をやっている人なんか自分の責任の所在が不明確でしょう。入りたての時はそういう気持ちじゃなくても、一、二年たつうちに、そんな考え方になってくる。だから、職場の環境がそういうふうにしむけていくということもあるでしょう。



大坂 たしかに女子の職業はアクセサリ的で、結婚までの腰かけという傾向

が顕著に出ているので、例の女子大生に対する非難というようにも出てきたわけですが、今は自由選択の時代で職業も自由に選べるから、恵まれた人は自由に職業を選んだり、やめたりしますけれども、どうしても働かなければならない階層の人があるのですから、一方、今後の技術革新、日本産業の発展という面から労働力を確保する上からも、婦人の計画的な労働市場センターというようなものが必要じゃないかと思えます。長い目で女子の労働力の有効利用——高い将来への見通しがないと、やはり目先のことで

婦人が動くようになると思います。

中高年層の雇用問題

パートタイマーの内容が問題

金川 最近、私たちが目を向けていかなければならぬのはむしろ、中高年層の職場進出の問題だと思います。そういう人たちは臨時とかパートタイマーという形で職場に出ています。これがいろいろな問題にからんでくる。たとえば、最低賃金制の問題を考えると、この層になる。そういう人たちの労働条件は普通の雇用者と全然関係なく、悪い条件に置かれています。これはこれからもっと考えなければならぬ点だと思います。

石井 パートタイマーはとくに既婚者にふえていますね。いわゆる内職に比べれば、私はむしろ、本来のパートタイマーなら、このほうが余程いいと思うんです。ただ日本の場合、臨時工的なものをパートタイマーと称しているということがありますね。非常に安く使えるし、いつでも首にできるという面からだけ利用されているものが多いでしょう。そうじやなくて、働く時間が短いだけで、その賃金を換算すれば、また福祉面でも、終日雇用の人と条件は同じだということのだったら、既婚婦人にとって、短時間働けばいいという制度は、現在の体制のもとではもっと利用されていいと思えます。今のままでは、常用労働者を圧迫することになったり、いろいろ弊害があると思えます。



黒岩 非常に条件が悪くて、あるところでは、うちにはパートタイマーに切りか

えようなんていう空気が出ています。加藤 はやり言葉みたいに使われているところに問題がありそうですね。ある事業場のとても優秀な女子職員で、その人にやめられたら大きなマイナスになるというふうな人なんです。そこには結婚したらやめさせるという不文律があった、たまたま彼女が結婚した。そしたらやめさせないでパートタイマーに切りかえてしまった。ところが勤務時間は前と同じに長いし、朝も帰日も同じで、ただ給与だけは完全に日給に変えられてしまった。これでパートタイマーと言われたんでは、とんでもないことです。

石井 本来の意味のパートタイマーじやなくて、名前だけというケースが非常に多いでしょう。金川 つまり枠外の労働者として労働法規も適用しないし、福利厚生も考えなくていい。それがパートタイマーだとされているところに問題がある。

加藤 このへんでパートタイマーの定義付けも、やる必要がありそうですね。大坂 和歌山では最近、中小企業の集

団指導を県の労働課が主管して関係機関が商工会議所を中心に行なっています。

すが、その大きな柱に健康管理、社会保険の徹底、就業規則の適用という三つを立てています。大企業は一応適用が進んでいるが、婦人労働者の大部分は中小企業にも属さない底辺にいるから、労働基準法の枠外にある層も大分あるし、パートタイマーまではなかなか手がとどかないという感じですね。これはやはり、婦人労働行政の中で指導を盛り上げることによって、是正していく必要があるし、それが、私たちの今後の任務でもあるという気がします。

加藤 既婚婦人が働く場合、その家族間でよく納得し合うという手を打ってかから出ていただきたい。というのは、仙台市内でお母さんたちが沢山働きに出かけた結果、宙ぶらりんの学童がワンサと出てしまったので、教育委員会が見かねて去年から学校施設を開放したのです。ところが問題は低学年の子供だけにあるのではなく、四年以上の子供だって安心してきない。それで母親は、自分の子供の処置をよく考えてから働きに出るようにしてほしいわけです。

石井 その問題、こういうことが言えるのじゃないですか。家族は世帯主の収入だけで生活できるのがほんとうじゃないかという考え方がある。私もある意味ではそう思います。妻がパンを得るために働かなければならないという状態はほんとうは望ましいことじゃない。しかし日本の労働力の不足という点からみる

と、既婚婦人の願までひっぱり出さなければならぬという社会的な必要性がある。とすれば、そういう人が働くのに必要な社会施設の問題を当然もっと考えなければならぬと思うんです。一方にひっぱり出す要素があるのに、そういうことは個人的に家庭内で解決すればいいというのでは片手落ちです。

金川 若い人が働くということに対しては一応常識的に考えられているけれども、母親が働くことに対しては未解決で何も手がつけられていない。しかし、これだけ既婚の婦人労働者が多くなってきたら、もっと対策が考えられていいはず

です。その場合むずかしいのは、子供の福祉という立場からは、やっぱり母親は家庭に帰るべきだということになる。この点は私たち、もっとはっきりさせておかなければならないと思います。

石井 この問題は、もっと総合的な高い視野から対策が考えられなければならぬと思うんです。

ではこの辺で次の年少労働問題に入りましょう。

◇年少労働問題

石井 これも最初のころと取り組み方が違ってきていますね。

初期の問題

島井 始めの頃は求人より求職者のほうが上回っていたので、本省の指示で各学校を回って、職業指導というのを熱心

にやっただのを記憶しています。

加藤 二十三、四年頃、人身売買の問題が出てきた。それが福島県の会津にあったが、最初、私には人身売買の意味がわからなかったんです。その後、人身売買という言葉は適当でないということ、で、「不当雇用慣行」という言葉に変わりましたね。そのほか、街頭労働——靴

金川 私、入って十日目ぐらいにデントを張ったサーカスを見に行きました。五メートルくらいから上に登ると違反だということでした。

加藤 街頭労働の調査のときにボスがついているから「ひもつき」という言葉が出た来た。今じゃめずらしい言葉ではないが、あんな言葉さえ知らなかった。

島井 岡山時代でしたが、母子家庭の子供の就職がむずかしい時代で、ちょうど女性の校長先生がいらしたので、その方と協力して、母子家庭の子供の就職を促進しようということ、母子家庭を明るくする運動というのをやりました。その後、それが発展して、知事が親代りになって保証人になるということまで進みましたが、隔世の感がありますね。

石井 今は一部の銀行なんかを除けば、母子家庭だろうと問題はありまねえ。新聞少年だって、今は集めるのに苦労しているでしょう。

大坂 働く年少者の生活文藝集は今で

も続いています。胸を打つようなものがあって、年少者の保護大会で書いた子供が読むと、とてもアップルして、あれはいい仕事だと思えます。保護運動はいい意味で子供を激励する。これは子供もおとなも——協働員や福祉員の方々も関係機関全部の方が協力できるいい運動だと思います。

金川 生活文の内容も始めは労働時間が長いというような訴えが多かった。島井 あそこは痛ましい内容が多くて、読むと涙がこぼれて、この子をなんとかしてやらなければと思ったけれど、最近ではちょっと明るくなりましたね。

金川 それは需要と供給の関係でよくなってきたのでしょう。

加藤 稀少価値で高くなったわけね。島井 全体としてはよほど保護されてきていますし、福祉も徐々に進んでいると思います。

年少労働問題の今後の課題

金川 年少労働者の将来のためになるような教育や訓練を手控えて、何か甘やかすようなやり方はどうかと思います。

島井 年少労働者がだんだん少なくなっていくと、コンプレックスをもつというところもあるから、社会人として、職業人として成長するためにどうしたらいいかというのが今後の課題でしょうね。

大坂 労働省の立場としてはやはり職業訓練ということが大切だと思います。ほかの先進国ではこれを受けた者に対し

て相当の評価をしています。日本では一般教養が高いほどいいと思われています。その点、もっと技能訓練の格付けが必要じゃないか、若い人たちに誇りを持たせるような訓練制度を充実させていくことが今後の課題だと思います。

島井 これは福祉員の連絡協議会の時に出た話ですが、ある中小企業で技能工として募集したが来手がない、やっと来てくれた人に技能を習得させようと経営者が努力したら、そんなにややこしいことを言うならやめると言って、二、三週後に逃げていってしまったというのです。中小零細企業に来る年少労働者は、一方で進学率が高くなればなるほど質的に低くなるという悩みがありますね。

金川 たしかに二つに分かれている。非常に意欲があるのと、勉強がたいのため就職したのとおるから、その点をよく見極めないと一律にはいけません。

石井 定時制高校をすすめても、勉強が嫌いで就職したんだから、今さら学校なんていやだという人もありますよ。これも福祉員さんの話ですが、婦人服の既成服を作っている組合で、洋服学校に委託して正式に認められた事業内訓練を実施しているのですが、そこに訓練生として出した女の子が、訓練期間が終わってこれからという時に、国もとの母親から嫁にやるからと呼び戻された。これでは何のために訓練したのかわからない。こういうケースが時々あるそうです。こう

なると、先程も話が出たように、家族や母親教育がたしかに必要ですね。

島井 それで就職前に選考の重要性についてPTAにも認識を深めてほしいと思っても、そういう集まりには、就職する子供の親はなかなか出てこないから、理解も不十分で、子供が就職してから、ちょっと辛いと言うと、じゃあ帰っておいでということになる。

それから今後、労働条件が向上してきますと、余暇の問題が大きくなってきますね。青少年ホームなどがあっても、事業主がとかくグループとか集まる場所に行くことに危機を抱いていて、あまり喜ばない。それからもう一つ、そういう施設が余りにも少ないということです。ですから文部省や労働省だけでなく、地方自治体が配慮して、身近なところに沢山つくらなければならぬと思うのですが、経営者側からまだそういう要請が出てこないようですね。

金川 長野県では洋服組合で、学校を借りて月二回運動をさせていますが、施設ができるまでの措置として、公共施設を利用するということも、使用者側が努力すればできると思います。

大坂 最近の年少者はすこしドライになりすぎていないか。今はそういうことの反省期にきているのじゃないかと思うのですが。どんなに施設を作っても、野放しにしないで、リーダーをつけて行き届いた環境の中でグループ活動を行なわ

ないと、そういう施設が使用者や家族にとって不慣れなものになるのじゃないか。年少者は成人ではないから、技能や知識を与える以前の問題として、社会人として共同生活を営める人になるための生活訓練的なこと——生活のモラル、しつけと

いうことがもっと取り上げられていい時期じゃないかと思えます。

加藤 最近、新規採用者の教育訓練が花盛りという感じがしますが、訓練が終わった年少者が、案外おとなと同じに扱われているという感じがですね。労働組合などでも、もっと年少者の扱いを反省してほしいと思います。

石井 ある会社で、「年少者を教育する」というような責任まで企業がもたなければならぬのか」という発言をした人がありました。これはやっぱり社会のおとなの責任として、その年少者が置かれている場の周囲でやるべきじゃないかと思うんです。

黒岩 それから、故郷を離れて就職した子は孤独感に陥っていて、それが仕事への意欲を阻害する。ですから、そういう人たちのためにカウンセリング制度を設けることもこれから大いに進めていくべきだと思います。

石井 カウンセラーを置くにしても、中小企業などでは単独ではなかなか置けないから、それをどういう形で推進するかということが重要な問題ですね。では最後の婦人問題に移りましょう。

婦人問題

まず売春問題にとりくむ

島井 私は婦人問題ではまず売春問題に取り組みました。売春婦との懇談会をしたり、業者を訪問したり……。懇談会の前には売春婦の住んでいる所をみせてもらって、帰りがけに玄関まで送ってくれたら、よそに預けてあるその人の子供が玄関にお母さんを訪ねてきているのです。夕方ね、その人は子供の肩をたたいて「家へ帰ってやすみなさい」と言って帰した。その子が傘をさして帰っていく姿があんまりかわいそうで、キャラクターをあげたのを覚えています。売春婦にきいたら、四千円とかでよそへ預けている。子供を送り出したあとは私の商売ですというのでした。あの当時の従業婦は経済的な理由で働いていて、未亡人がかなり多かった。今は売春防止法があるのに、もぐり売春があるといわれていますが、これもずいぶん変わったものですね。

石井 今年は売春防止法の十周年ですね。黒岩 暴力団のような業者の手先が室へ押しかけてきて、あなた方は更生させると言うが、また舞い戻ってきているんじゃないか、それじゃ意味がないなんて突っかかってきたんです。

加藤 東北地方は売春婦の給源地だと言われている、調査に行ったとき、娘が四人あって、すでに三人売っている。あと男の子が一人と、まだ学校に行っていない、

る女の子が一人いる。男の子は役に立たないが女の子はとても家の役に立つ、私は神経痛で働けないから、これも卒業したら姉のところに行きたいのです。戸棚にはあのころめずらしいお菓子が入っているし、おやじさんは「光」なんかのんでいて「うちの娘みたいのを取締まる法律を出すそうだが、そんなもの出さないうようにしてください」というんです。あのときのわびしさは忘れられません。

黒岩 いちばん婦人の地位の低さを感じさせられるのは売春問題ですね。情ないのは、防止法ができて実質的にはまだ売春婦がいるということですね。私、夜間探訪したら、暴力団の縄張りの中でやっているんです。あのころ、婦人団体が大きな力を寄せ集めて、あの法律ができたのに、一部では赤線の復活などが言われている。そういうことを排除するにもやはり、婦人団体がもっと結束して、全国運動として立ち上がらなければならぬと思います。

婦人団体活動について

加藤 戦後二十年たって、婦人の意識はたしかに高くなったけれども、一方、何かというところ、県や市から補助金を出させようというような気風も出てきて、そういうところで自主性というものが育つかどうかという懸念を感じます。

島井 十年前までは婦人の組織活動は活発でしたね。最近数年来、非常に会合がしにくくなった。時間があれば現金収

入を得るため内職や日雇に出ていくとかパートタイムで働こうということ、社会活動に参加するのは損だというような考え方が全般的に流れていますね。

金川 役員なんか引き受けるより稼ぐほうがいいという意識が、たしかに婦人団体の組織の中にはつきり出ていますね。それから、以前は地域的な横のつながりが緊密に保たれながら考え合っていたというやり方だったが最近では直接中央と結びついた形がはつきりしてきたために、独自でやっていたという気持がうすれてきた。そういう点が、組織活動の上で違ってきたように思います。

島井 婦人の共同活動の形が戦後大きく二つに分かれたような気がします。前半はそれぞれの組織の活動も活発だったし、団体相互の共同活動もあって、売春防止法を作りあげるほどだったが、最近はそのような活動は薄れてきた。これは婦人団体自身の問題だと思えます。しかし一方で既成団体とは別に、地域的な、それぞれの目的によって集まるというようなグループ活動は盛んになってきた。

石井 中央の団体では共同活動とか、団体相互で連絡をとっての活動はかなり活発ですよ。東京都議会の問題なんか、主として有志婦人団体が中心となっていて、地域的な婦人団体も参加して問題を取上げていったし、物価問題なんかでも共同してやっているから、私は決して前より衰えたとは言えないように思いま

す。ただそれに、どこまで広い層の婦人が参加しているか、末端まで浸透しているかということになれば、問題はあると思います。いわゆる勉強のための集まりや奉仕的な仕事には出てこないということとは私もちよいちよい聞きますけれど。

金川 それはいいにそういう活動に参加するのは損だと思っているのじゃなくて、組織活動のあり方そのものに問題があって、自分たちは自分たちのグループでやったほうがいい、ということじゃないでしょうか。組織自体が脱皮しなければならぬ時期にきているから、昔のままできている組織では今その問題が地域でかなり起こっています。私、婦人週間に山の奥まで行きましたが、動員力はあって二千人も集めていたが、役員だとしてどうしても出なければならぬ、出ると汽車賃が千円もかかるし二日も家をあけなければならぬ。だからだんだん苦痛になってくる。組織でもそういう面のことやどう考えていくか。運営の仕方もある変えていくべきじゃないかと思えます。

黒岩 役員になり手がなく、同じ人が何回も続いている。新しい人を出そうとしても、若い人は出てこない。組織を新しくするためには若い人が入ってこなければならぬのに……。

石井 大きな網羅的な組織がいいかどうか。前のような形のままで進歩があるかどうか。一方、スモールグループで目的を同じくした人が集まってやっていく

ほうが進歩かということになれば、婦人の組織活動にも問題はあると思えます。

島井 地域的なグループが自主的にできて、それが脱皮した形ならいいが、そうでないと問題を残すと思います。

加藤 それに関連して感ずることは、権威に寄りかかるという傾向が強くなってきたことです。公民館などで婦人学級が開かれると、自主的な会なんかはほっぽってそっちへ出て行く。自主的な会だと会費を出さなければならぬから、安易なところへ流れていくわけです。

金川 婦人学級なんかを利用するのはいいと思うけれど、ただ、そういうものの取捨選択の仕方を誤らないような力を養うことが必要でしょう。

家庭の生活設計への協力が必要

黒岩 婦人問題として、家庭の消費活動がブームに振るまわされていて、意識的な生活設計が打ち出されていないという点に対して対策が必要ですね。

加藤 今年の婦人週間の地方会議で男の方から「今や家庭の主婦は家庭から失業しつつある、私と妻はボタン一つでつながれているだけだ」という発言があったので、みんなびっくりしてしまったのです。つまり妻は夫の着ているものは何も自分の手で作らない、たまたまボタンが一つとれたら、わが妻はつけてくれたということ、いかに生活に賢い工夫が必要かということ、男性側から教えられなければならぬという点で、生活設計、

家庭管理という面で、もっと聡明であるような指導が必要だと思えました。

黒岩 均衡のとれた消費生活というところがもっと婦人の意識の中に出てこなければならぬと思います。

大坂 生活設計に関連して、婦人少年局で出した勤労者家庭の消費生活の調査はとても役に立つということで、要望が多かったのです。ほんとうにあれば時代の問題を衝きたい資料でした。

石井 私たちの仕事は、しっかりした調査を出して、それをそれぞれの立場で活用していただいて、間接にそれが生かされていく、というようなところに大きな役割があるのじゃないかと思えます。それにしても今の人員じゃ辛いですね。

島井 地方室長として、その地方に特殊な問題を把握したいということがありますが、そういう場合の人と予算がもう少しあったらと残念です。

石井 私、婦人の都議会議員の方から、婦人労働に関して、東京都における実情を知る資料がないかという問い合わせがあったとき、全国的な調査だから、一部だけでは正確な答えは出ないからといって御断願しましたが、余力があれば、地方的な資料を作ることほぜひともやりたいものです。

また、近年大きな変化を示している農村婦人問題についてのお話しあいも残っておりますが、この辺で終りたいと思います。どうもありがとうございました。



(資)
(料)
(室)

労働災害の現状と防止対策

労働省安全課

一 最近の産業災害の動き

1 概 況

近年における産業災害の動きについてみると、産業災害による休業一日以上の死傷者数は、昭和三年に七〇万九千人であったが、昭和三四年以後増加し、昭和三六年には八十一万四千人と最高に達した。しかしながら、この間ようやく各方面の安全運動も着実に進むとともに「産業災害防止総合五年計画」（以下「旧計画」という）に基づき各種施策の推進も効果を収め、増勢一途であった災害による死傷者数もようやく、昭和三七年には七十九万四千人と減少傾向に転じ、さらには旧計画に引続いて「新産業災害防止五か年計画」の樹立推進によって、以後順調な減少を認め、昭和四〇年には六十九万五千人と七〇万合の大台を割るとともに、旧計画の前年にあたる

第1表 全産業における死傷者数、死傷年千人率の推移

区 分	死 傷 者 数 (休業1日以上)		死 傷 年 千 人 率 (休業1日以上)		経済的損失 推計額	
	人 数	指 数	人 数	指 数	実 数	指 数
昭和32年	709,000 (5,612)	100.0	14,000	100.0	50.6	100.0
33	701,600 (5,368)	99.0	14,670	104.8	47.8	94.5
34	743,600 (5,895)	104.9	16,299	116.4	45.6	90.1
35	788,000 (6,095)	111.1	18,593	132.8	42.4	83.8
36	814,000 (6,712)	114.8	20,751	148.2	39.3	77.7
37	794,200 (6,093)	112.0	21,919	156.6	36.2	71.5
38	753,300 (6,506)	106.3	22,951	164.0	32.8	64.8
39	730,700 (6,126)	103.1	24,207	172.9	30.2	59.7
40	695,000 (6,046)	98.0	25,146	179.6	27.6	54.5

注 1) () 内の数は、内数として死亡者数を示したものである。
2) 死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間の死傷人数である。

昭和三二年の数を下回るにいたった（第1表）。
産業災害による死傷者数については、

今述べたとおりであるが、これを労働者千人あたりの一年間の死傷者数をしめす死傷年千人率を休業一日以上の災害についてみると、昭和三二年に全産業で五〇・六であったが年々順調な減少傾向を認め、昭和四〇年には二七・六と昭和三二年に比較してほぼ半減している。

しかしながら、このような産業災害による死傷者数・災害率がともに減少の傾向を認めつつあるにもかかわらず、死者数は昭和三五年以後毎年六千人を超え、一向に減少する気配がない。

また、重大災害（一時に三人以上の死傷者を伴った災害）についても、その件数は一進一退の状態を認め、大勢としては増加の傾向にあり、昭和四〇年においては二七六件と昭和三九年に対して一五件の増加となっている（第2表・表紙2参照）。

2 産業別の状況

昭和四〇年に発生した災害による休業八日以上（H）に述べたものは休業一日以上の死傷者数は、全産業で四〇万八千余名で、前年に比し四・七％の減少となっている（第3表・表紙2参照）。

産業別の死傷者数を、昭和三九年と比較すると、死傷者数の減少した産業は、「陸上貨物取扱業」の二二・〇％減が最も大きく、以下「港湾荷役業」の九

・四％、「林業」の九・三％、「製造工業」の六・七％、「建設業」の五・八％となっている。一方、死傷者数の増加した産業は「その他の事業」の九・七％増が最も大きく、「運輸事業」が五・三％増となっている。しかもこの両産業は、昭和三二年以降一貫して増加傾向を示しているのである。

この両産業における死傷者数の増加傾向を原因別にみると、交通事故による死傷者数はここ七八年間に「その他の事業」では約二・七倍に、「運輸事業」では約一・九倍となっていて、交通事故の増加を反映しているが、交通事故以外の原因についてもほぼ一様の増加を示している。とくに「運輸事業」については、この産業中の「鉄道・軌道業」は雇用労働者数が四割をしめているにもかかわらず、産業災害による死傷者数は一割であり、逐年減少の傾向を認め、この対して、「道路旅客運送業」および「道路貨物運送業」等では大幅に増加していることが注目される。

二 女子および年少者の災害発生状況

1 概 況

昭和四〇年における女子年少者の災害発生状況をみると、女子の休業八日以上の死傷災害件数は死亡二二三名を含み三

第4表 産業別、女子・年少者別死傷災害発生状況（昭和40年）

区分 事業の種類	計		女子		年少者	
	死亡	休業8日以上	死亡	休業8日以上	死亡	休業8日以上
計	387	51,405	232	34,614	155	16,791
鉱山保安法適用事業を除く計	379	50,790	226	36,068	153	16,722
製造業	85	31,146	47	19,195	38	11,951
鉱山保安法適用事業	8	615	6	546	2	69
土石採取業	20	563	18	518	2	45
建設業	161	10,552	102	8,124	59	2,428
運輸業	21	1,886	9	1,066	12	820
貨物取扱業	13	1,356	9	1,062	4	294
林業	9	938	9	759	—	179
その他	6	159	—	83	6	76
その他	64	4,190	32	3,261	32	929

四、八四六名であり、年少者は、死亡一五五名を含み一六、九四六名となつてゐる（第4表）。

これを前年の昭和三十九年と比較すると第5表に見るように、女子・年少者合計で二、六一二件四・七名の減少で、前記一の全産業と同じ割合の減少をしめしている。しかしながら、女子は七〇八名一・七名の減少であるのに対し、年少者は一、九〇四名一〇・一名と大幅に減少をしめしていることが注目される。

2 産業別の状況

産業別の死傷者数を、昭和三十九年と比較すると、死傷者数の減少した産業は、女子・年少者の合計についてみると「鉱業」の一・二名減が最も大きく、次いで「製造工業」の七・七名減、「運輸事業」の六・六名減、「建設事業」の四・三名減の順である。死傷者数の増加した産業は二つで、「その他の事業」の二・一・一増と、「林業」の三・六名増となつてゐる。このことは一に述べた傾向とは異なつてゐる。すなわち、「運輸事業」では逆に減少し、「林業」では増加し、かつ、「その他の事業」の増加率が非常に大きくなつてゐる（第5表）。

女子のみにしてみると、死傷者数の減少したのは、「鉱業」の二・七名減が最も大きく、次いで「建設事業」の六・九名減、「運輸事業」の六・〇名減となつてゐて、「製造工業」は僅か二・五名の減少にとどまつてゐる。そして「その他の事業」の増加が二七・六と非常に大きくなつてゐることが注目される。

一方、年少者についてみると、死傷者数が減少した産業は、「製造工業」の一四・九名減が最も大きく、次いで「運輸事業」の七・五名減の順となつてゐる。

第5表 死傷災害発生状況比較表（休業8日以上）

区分 産業別	計				女子				年少者			
	39年	40年	増減数	増減率	39年	40年	増減数	増減率	39年	40年	増減数	増減率
計	54,404	51,792	- 2,612	- 4.735	35,554	34,846	- 708	- 1.718	18,850	16,946	- 1,904	- 10.1
製造工業	33,840	31,231	- 2,609	- 7.719	19,741	19,242	- 499	- 2.514	14,099	11,989	- 2,110	- 14.9
鉱業	1,358	1,206	- 152	- 11.2	1,247	1,088	- 159	- 12.7	111	118	+ 7	+ 6.3
建設事業	11,199	10,713	- 486	- 4.3	8,934	8,226	- 708	- 6.9	2,265	2,487	+ 222	+ 9.8
運輸事業	2,044	1,907	- 137	- 6.6	1,144	1,075	- 69	- 6.0	900	832	- 68	- 7.5
貨物取扱事業	1,401	1,369	- 32	- 2.2	1,100	1,071	- 29	- 2.6	301	298	- 3	- 0.9
林業	914	947	+ 33	+ 3.6	742	768	+ 26	+ 3.5	172	179	+ 7	+ 4.1
その他	3,648	4,419	+ 771	+ 21.1	2,646	3,376	+ 730	+ 27.6	1,002	1,043	+ 41	+ 4.1

注 年少者とは満18歳未満の者であり、女子は満18歳以上のものである。

「建設事業」「鉱業」では増加してゐる。すなわち、「建設事業」が九・八名増でもっとも大きく、次いで「鉱業」の六・三名増であり、「林業」「その他の産業」は減少してゐる。

業」はともに四・一・一増で増加の割合は少なくなつてゐる。

三 労働災害の防止対策

災害は、今まで述べてきたように全体としては確実に減少傾向をしめしてゐる。しかしながら、こうした傾向のなかにあつて産業別でみると逆に増加しつつあるものがあるし、また、製造工業や建設事業のように災害件数すなわち被災労働者数の多い産業もある。

労働災害の防止対策は、このような特徴を把握して重点的に目標を定めて樹立し推進しなければ効果は期待できないものである。具体的対策としては、すでに述べた「新産業災害防止五か年計画」を基礎として、「労働災害防止団体等に関する法律」にもとづいて、毎年労働大臣が定める労働災害防止実施計画がある。この計画は、国が実施する対策、労働災害防止団体等が実施する対策、企業が実施する対策の三つにわけられてゐる。

昭和四一年度における実施計画は次に述べるとおりである。国・労働災害防止団体・企業等すべての関係者が一体となつて、それぞれの自覚と責任にもとづいてもっとも効果的な労働災害防止活動を展開することが必要である。

1 労働災害の防止に關し、重点をおくべき業種及び労働災害の種類

墜落災害、飛来崩壊災害、建設業機械災害、電気災害、高気圧災害（酸素欠乏を含む）、有機溶剤中毒、じん肺、陸上貨物運送業

自動車災害、飛来崩壊災害、墜落災害、取扱運搬災害、毒劇災害

港湾貨物運送業

飛来崩壊災害、墜落災害、動力揚重機災害、毒劇災害

林業

伐木災害、集運材機械災害

化学工業

爆発災害、中毒災害

なお、その他の産業について重点をおくべき労働災害の種類は、次のとおりとする。

爆発災害、墜落災害、崩壊災害、動力機械災害、じん肺、中毒災害

2 国が実施する対策

イ 安全衛生意識の高揚等

労働災害防止の実効をあげるためには、その根底において関係労使のみならず広く国民一般の人命尊重観念が高揚されなければならない。このため、一般社会に対して、労働災害防止の重要性を広く呼びかけ、これに必要な資料の作成配布その他の広報活動を行なうとともに、企業経営者をはじめ、現行労働者の安全衛生意識の高揚を図るものとする。また、かかる安全衛生意識の高揚を図るためには、その前提となる労働災害防止に関する基礎的知識

が必要であることにかんがみ、一般学校教育における産業安全、労働衛生関係の教科教育内容の充実を期するものとする。

ロ 調査、研究の充実

産業技術の急速な進展に伴い、新しい生産方式、原材料が急速に採用されているが、これらと人間機能との調和が必ずしも十分に考慮されていない場合があること、危険の予防の方法が未だ十分に解明されていないこと等のために新しい種類の労働災害の発生をみている。このため、これら新しい種類の労働災害の防止対策について専門的研究を充実するとともに、研究機関の機構および施設の拡充整備の促進を図り、その研究成果の普及活用につとめるとともに、労働災害発生要因の科学的分析検討および労働災害防止に関する企業の実態について総合的な調査を行なうものとする。

ハ 労働災害防止に関する監督指導の充実強化

労働災害の防止を図るためには、企業における自主的労働災害防止活動とともに、労働災害防止に関する監督指導を一層強化充実することが要請される。

このため、監督指導行政体制の整備を図るとともに新技術の導入に即応して労働災害防止の技術面に関し労働基準監督官その他関係職員の資質、能力

の向上を図り、一層実効ある監督指導を行なうものとする。また、企業における自主的な労働災害防止活動の促進強化を図るため、企業における自主的労働災害防止活動の中核をなす安全管理者、衛生管理者等に対する教育指導を一層充実するとともに、労働災害防止指導員、安全管理士、衛生管理士等の活用を図るものとする。

ニ 安全衛生施設の整備充実

機械、装置等の作業環境の欠陥による労働災害を防止するため、監督指導の強化と相まって、安全衛生施設にかかる融資制度並びに所得税、法人税、および固定資産税についての税制特別措置の活用を図る等作業環境の整備を飛躍的に促進するものとする。

なお、ガス、蒸気または粉じんによる災害については、特に作業環境改善のための工学的対策の推進について留意するものとする。

ホ 労働災害防止に関する基準の整備（説明略）

3 労働災害防止団体等が実施する対策

A 労働災害防止団体による労働災害防止活動

イ 安全衛生教育の実施（説明略）

ロ 労働災害防止規程の作成（説明略）

ハ 安全衛生技術指導の実施（説明略）

B 企業集団による労働災害防止活動

イ 親企業を中心とする災害防止協議会活動（説明略）

（文責、高瀬久人）

ロ 関連企業集団による災害防止協議会活動（説明略）

4 企業が実施する対策

イ 安全衛生管理組織の整備

企業における自主的労働災害防止活動の根幹をなす安全管理者、衛生管理者の選任については、その職務に適した者をこれに選任するとともに、これらの者の権限が十分発揮されるよう所要の措置を講ずるものとし、安全管理者および衛生管理者の選任を要しない中小企業にあっては、安全衛生の担当責任者を選任するよう努めるものとする。また、企業における安全衛生活動は労使の協力をまわってはじめて十分成果を期待し得るものであるため、安全衛生委員会の実効ある運用を図るものとする。

ロ 作業環境の改善、整備

機械設備についてその防護の徹底、配置の適正化を図るとともに、有害環境の衛生工学的改善を図る等作業環境の改善を積極的に行なうものとする。

ハ 安全衛生規程等の整備

就業規則における安全衛生条項の整備または安全管理および衛生管理に関する規定の作成整備を図るとともに、作業行動の安全を確保するため、危険作業について、労働災害の防止に必要な作業標準を作成するものとする。

ニ 安全衛生教育の徹底等（説明略）

（文責、高瀬久人）

売春防止法制定一〇周年

記念行事について

婦 人 課

売春防止法が制定されてから、この五月二四日で一〇周年をむかえた。この機会に売春防止法制定のもつ意義、その一〇周年の成果をみつめてみることは極めて意味のあることである。

何人も売春をし、又はその相手方となつてはならないと力強くうたい、人に売春をさせることを業とする者に対して重い罰則を設けるなど、始めて売春を悪であるとして禁止した法律であるから、全く画期的なものであり、それだけに、この法律のあることはよく知れわたっている。この法律が制定されてから五年経たず昭和三六年八月に総理府の行なつた「売春防止に関する世論調査」によると、売春防止法を知っていると答えたものは八四%あり、その後、昭和三七年五月に婦人少年局の行なつた「風紀に関する意識調査」によると、この法律を知っていると答えたものが男では九八%、女では九三%となっており、国民の成年男女の殆んど大多数は、この法律の在ることを知っているわけである。

前出の婦人少年局の調査によつてみると、「男の人が売春婦と遊ぶことをどう

思うか」という質問に対して、一般住宅区域において、悪いことだと答えたものが女では七七%、男では六八%であり、男と女では差のあることを示しつつも、三分の二は売春を否定している。これに対して、「別に悪いことではない」と答えたものは男で八%、女で三%と極めて少ない。この調査からもうかがえるように国民の大半は売春問題に対して良識をもっていることを示している。しかし問題は、この調査によつても、男では二〇%、女では一六%が「場合による」という回答をしており、これを「悪いことではない、分らない」と答えたものを合わせて約三割の人々が売春問題に対して正しい理解を示していないことになる。このように、売春防止法の在ることとがよく知られていることは確かであるが、法の意図するものが十分納得されているというのには、まだ問題を多く残している。

このようなところから、売春防止法一〇周年の記念行事が各地においてもたれた。五月二四日を頂点として、それ以後の間の間、また、その後も売春問題に関心をもつ多くの機関・団体が記念行事を行なつたが、その意図するところ、そのもちかたが、各様各態であつたことが特徴的であらう。

そのうち政府の行なつたものと民間の行なつたもののうち、東京キリスト教女子青年会講堂で開催された売春防止法制定一〇周年記念全国集会についてみることにする。

売春問題に関係のある六省庁すなわち警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省および総理府は、これまで毎年五月二四日の売春防止法制定記念日を中心とする一週間ないし一〇日間に「売春をなくす運動」を全国的に実施してきた。これは地方においては各都道府県売春防止対策本部が中心となつて関係機関と密接な連絡をとつて行なうものであるが、本年はこの運動の主眼である売春防止および婦人の転落防止と保護厚生について例年に比し一段と強力にその徹底をはかり、特に売春防止一〇周年を記念する集会・座談会・研究会等の開催を目して行なつた。

中央においては、前記六省庁に東京都が参加して、売春防止法制定一〇周年記念式典を共催で実施した。関係各省はかねてから売春防止法制定一〇周年に当たつて何らかの記念行事を実施するよう検討をすすめてきたのであるが、記念式典の開催と、売春白書の刊行の二つを企図し、まずこの五月二四日に、売春防止法制定一〇周年記念式典を東京霞ヶ関の国立教育会館において行なつた。この式典の目的とするところは、売春防止法制定以来売春防止に關し功績顯著であつた人々に關係各省大臣よりの感謝状の贈呈を行なうとともに、売春防止についての国民の正しい認識を深めるために開催されたものである。式典は内閣総理大臣（総務長官が代理出席）の挨拶に始まり、ついで衆議院議長、参議院議長（副議長が代理出席）、東京都知事の挨拶が述べられた。ひきつづいて総理大臣、法務大臣、厚生大臣、労働大臣の感謝状が、それぞれ功労者に授与された。総理大臣の感謝状は、売春対策審議会会長菅原通済・久布白落実・田辺繁子の三氏におくられ、法務大臣からは山本初枝氏など三七名、厚生大臣からは瀬川八十雄氏をはじめ二七二名におくられた。

労働大臣の感謝状は、売春防止法が制定された昭和三十年から一〇年間婦人問題相談員として相談業務に尽くした竹内孝子（東京）佐藤タマ（福島）田中南海子（岐阜）福岡淳子（奈良）吉村晋子（鳥取）大関花子（徳島）大野智嘉（愛媛）小野本ウメ（大分）の八氏におくられた。このあと菅原通済氏の記念講演があり、売春防止法制定の経過、その効果が力強くのべられ、更に最近の売春の実情にもとづく対策のありかた等が親しみ易い表現でのべられた。式典の参加者は、全国の感謝状を授与された人と一般とをあわせ八〇〇名にのぼつた。

なお労働省としては、婦人少年局において売春防止のためのポスターを作成配布したほか、特に売春防止法制定一〇周年を記念して終戦直後から昭和四〇年にいたる二〇年間の売春に関する動きを年表にとりまとめて刊行した。

政府が記念式典を行なった五月二四日には、民間においても売春防止法制定一〇周年記念全国集会在東京キリスト教女子青年会講堂で開催された。主催は売春防止法制定一〇周年記念行事実行委員会、構成団体は、全国婦人相談員連絡協議会、全国婦人保護施設連合会、売春対策国民協会の売春関係三団体、婦人団体としては主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、東京キリスト教女子青年会・大学婦人協会・日本看護協会・日本基督教婦人矯風会・日本婦人有権者同盟・婦人国際平和自由連盟日本支部・婦人民主クラブ、その他日本青年団協議会等の団体、政党婦人部、ならびに衆参婦人議員有志等約五〇〇名が参加して開催されたものである。

瀬川八十雄(救世軍大佐)、里吉澄(東京都民生委員代表総務)、市川房枝(参議院議員)の三氏を講師に「売春防止法制定一〇周年—いままでとこれから—」というテーマのもとにパネル方式で売春の現状および対策を討議したあと、次の三点を決議した。

一、法制定一〇周年を記念し売春問題の再検討を行ない、総合的な売春白

書を国民に示されたい。

二、法の不備を補うため売春防止法の改正に着手されたい。

三、トルコ風呂等赤線復活とみなされる業態を禁止されたい。

決議は、翌日久布白落実行委員長等が関係各省を訪問手交した。

このほか、民間においても京都・大阪を始め各地において、婦人団体等売春問題に関心をもち人の手によって、さかんに記念行事が行なわれていた。単一団体による集まりばかりでなく団体等の集合体による集会あるいは関西地区のようにブロックにおける大会等がもたれた。民間団体において行なわれた集会では、トルコ風呂などが問題にされたところも多く、総じて売春の現状の分析、売春防止法の改正等売春防止のための積極的対策の検討がなされたものが多かった。

なお、婦人少年局でまとめた「売春に関する年表」は分割して本誌上に掲載することにした。ただし、昭和二〇年八月から二八年六月までの分は、すでに本誌第一巻五号(昭和二八年)に発表されているので、今回はそれに続く昭和二八年七月以降のものを掲載することにした。

売春に関する年表(昭和二八年七月以降) ①

昭和二八年(一九五三年)

7月8日	加古川市、売春取締りのため「加古川市条例第一三三号」を公布。	9月24日	守口市、「売春勧誘行為取締条例」公布。
7月8日	第一六国会参議院法務委員会に売春対策小委員会を設置。郡祐一、加藤武徳、小野義夫、一松定吉、宮城タマヨ、楠見義男、赤松常子、棚橋小虎の八委員を決定。	9月	婦人少年局は、東京地方検察庁に送致された売春婦、並びにその相手方についての調査集計を行ない、その結果を発表。うち売春婦の転落動機は生活苦のもの九一名で五六・九%であった。
7月8日	富士山麓米軍駐留軍当局は、米軍将兵軍属に対し、キャンブ周辺の特設街立入りを無期限に禁止する旨、司令官名で布告した。	9月	東京都地域婦人団体連盟が、映画倫理規定委員会、五大映画製作会社に対し、思春期映画の内容が青少年に悪影響を及ぼすことを指摘、猛省を要望。
7月26日	参議院予算委員会において、加藤シズエ、藤原道子議員の売春問題についての質問に対し、大蔵法務大臣は「売春に関するこれまでの黙認主義は限界にきた」と答弁。	10月1日	豊中市、「風紀取締条例」公布。
7月	婦人少年局、国立世論調査所では「風紀に関する世論調査」の結果を発表。	10月1日	八尾市、「風紀取締条例」公布。
8月4日	岡山市、「売春取締条例」公布。	10月3日	岐阜県、「売淫勧誘行為等取締条例」公布。
8月6日	六、七月にわたり全国各地が大被害に遭遇、被害地における人身売買防止について中央青少年問題協議会会長より県協議会会長あて依頼。	10月4日	静岡県、「風紀取締条例」公布。(施行昭和二九年一月一日)
8月、9月	婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。	10月13日	大蔵法務大臣が、参議院法務委員会に「売春取締法案は、次期通常国会を目ざして提出するよう努力する」と発言。
9月1日	第一回関係官庁売春総合対策懇談会が開催された。	10月5日	東京都、「福生町風紀取締条例」公布。
9月8日	北海道千歳町、「風紀取締条例改正案」議決(十月一日施行)	11月5日	衆参婦人議員団結成。売春等処罰法の国会提出には超党派で協力することを決定。
		11月8日	東北地方に冷害続出。人身売買事件防止につき、中央青少年問題協議会会長から各県青少年問題協議会会長宛依頼。

昭和二十九年（一九五四年）

11月13日	婦人少年問題審議会婦人問題部会は、ひきつづき売春問題を審議する事に決定。	12月17日	次官会議で、売春問題対策協議会（仮称）を諮問機関として内閣に設置する事を決定。これにより、九月以来開催されてきた関係官庁売春総合対策懇談会は発展的解消することになった。
11月20日	労働省は冷害地帯における悪質な不当雇用慣行未然防止につき通達。	12月18日	同協議会設置について閣議了解。
11月	戦後芸術者のない宮崎県に、新たに株式会社芸術者あつせん所設立許可申請があり、地元婦人団体などの反対運動が起る。	12月21日	東京都、「砂川村風紀取締条例」公布。
12月2日	衆議院本会議において、犬養法相、小坂法相は売春問題対策協議会を作ること発言。	12月	売春禁止法制定促進委員会及び地方各婦人団体が風紀取締条例制定のために活発な活動をなす。
1月26日	宮崎県の芸能あつせん所新設の問題は、地元婦人団体の激しい反対にあい計画を中止。	3月13日	衆議院法務委員会で神近市子議員は売春問題対策について質問、犬養法相大臣から「昭和二十一年の次官会議決定を取消す方針に決定した」と答弁があった。
2月6日	売春問題対策協議会第一回会合が開かれ、会長に山崎佐、副会長に村岡花子の両氏が決定。	3月27日	日本キリスト教婦人矯風会は「純潔救国運動」を売春婦及び基地周辺の児童を対象として実施することに決定。
2月8日	売春禁止法制定促進委員会主催「売春禁止法制定期成全国婦人大会」が東京虎の門共済会館において開催さる。	4月1日	川崎市「風紀取締条例」公布。
2月15日	池田市「風紀取締条例」公布。	5月7日	第九回売春問題対策協議会が行なわれ、前後九回にわたる協議の結果、一応対策基本方針を決定、次段階として立法のための小委員会を作ることになった。
2月16日	婦人少年問題審議会は、会長名をもって売春問題対策協議会会長宛売春問題の対策に関する要望書を提出。		
2月19日	青森県大沢町、「売淫風紀取締条例」一部改正。		
2月	婦人少年局は、山形、鹿児島県で実施した「売春婦の親許調査」の結果を発表。		
	売春婦に転落する直前に失業		

昭和三十一年（一九五五年）

5月10日	売春等処罰法案、議員立法として第一九国会の衆議院に提出。	6月8日	罰法案を継続審査として次期国会に持越しことに決定。
5月13日	同法案、衆議院法務委員会に付託。	6月26日	全国性病予防自治会は第五回総会を開催、売春等処罰法案断平反対を決議。
5月19日	堤ツルヨ議員、衆議院法務委員会において売春等処罰法案の提案理由を説明。	6月	鹿児島で土建業者が利権を獲得するため、女子高校生を含む二三人の婦女子を提供、淫行を行なわせた事件（通称松元事件）が発覚、地元新聞に掲載さる。
5月21日	売春問題対策協議会第一回小委員会を開催、法案作成のため審議を行なう。	10月13日	労働省は各都道府県に芸妓屋営業に対する取扱について通達を発した。
5月22、24、26、27、28、31日	衆議院法務委員会、売春等処罰法案について審議。	12月9日	第二〇臨時国会会期末にともない売春等処罰法案は廃案。
5月6日	婦人少年局、「売春防止特別活動」を全国的に展開。	12月14日	売春等処罰法案が第二一通常国会に再び提出された。提案者、法案内容はいづれも第一九国会提出のものと同じ。
6月1日	防府市「風紀取締条例」公布。		
6月2日	国会会期末のため、売春等処罰法案は審議されず。		
1月24日	国会解散のため同法案は審議されず。		
3月17日	婦人有権者大会（日本キリスト教矯風会・日本キリスト教女子青年会・大学婦人協会・日本婦人平和協会・日本婦人有権者同盟主催）において、売春防止法制定促進を決議。	5月17日	「松元事件」を契機に地元鹿児島婦人団体は「婦人団体連盟」を結成、売春禁止の活発な動きを展開。
4月19日	大田区少女売買事件が少女の逃亡により明るみに出る。この事件に関連し芸妓の売春問題が論議されるようになった。	5月	警視庁は「昭和二十九年中の人身売買検挙状況」を発表。事件の八八・四〇（七、〇八五名）が売春に関係した人身売買であった。
5月10日	二九年八月に起こった松元事件を重視し衆参婦人代議員団は国会で取上げることに決定。		
5月13日	参議院本会議で藤原道子議員は松元事件について緊急質問		

（以下次号につづく）

医 師

医師は国民の健康な生活を確保するという大切な使命をもち、高い知識と技術を必要とする専門的な職業です。現在、全国で八、八八二人（昭和三十九年末、厚生省調）の女医が診療に従事しています。女医の多くは、眼科・産婦人科・小児科

資格を要する婦人の職業⑤

—医師・歯科医師—

・内科・耳鼻咽喉科が比較的多く、その多くは自分で診療所を開いています。そのほか、個人等の経営する病院や、国立の病院・診療所など勤務先は広範囲にわたっており、医療機関で医学の研究にたずさわったり、保健所や官公庁に勤務している人もいます。

医師になるには、医師国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。

受験資格

(1) 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経た者。

(2) 医師国家試験予備試験に合格した

後、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経た者。

(注) 医師国家試験予備試験を受けるには、次の資格が必要です。

外国の医学学校を卒業し、または、外国で医師免許を得た者のうち左記(3)に該当しない者であって厚生大臣が適当と認定した者。

(3) 外国の医学学校を卒業し、または、外国で医師免許を得た者で、厚生大臣が、前(1)、(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ適当と認定した者。

以上の各号の一に該当する者でなければ試験を受けることができません。

医師国家試験の試験内容は、臨床上必要な医学および公衆衛生に関して医師として具えていなければならない知識と技能について行なわれます。

予備試験は第一部試験及び第二部試験の二段階になっています。

第一部試験科目

解剖学（組織学を含む）、生理学、生化学、薬物学、病理学（法医学を含む）、細菌学、衛生学。

第二部試験

内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科、産科学、婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、臨床試験。

予備試験については、第一部試験に合格した者でなければ第二部試験を受ける

ことはできません。試験は年に二回実施され、その期日や場所、受験願書の提出期限はあらかじめ告示されます。

初任給は国立関係の病院で本俸三〇、〇〇〇円（厚生省調）です。

歯科医師

歯科医師は歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上および増進をはかっています。

現在、全国で三、四四三人（昭和三十九年末、厚生省調）の婦人が診療に従事しています。ほとんどが、医師と同じく、自分で診療所を開設していますが、そのほか、公立の診療所や個人経営の病院などに勤務しています。

歯科医師になるには、歯科医師国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。

受験資格

歯科医師国家試験は左の各号のいずれかに該当するものでなければ受けることができません。

(1) 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者。

(2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口くう衛生に関する実地修練を経た者。

(3) 外国の歯科医学学校を卒業し、または、外国で歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が、(1)、(2)に掲げる者と同等

以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定した者。

(注) 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学学校を卒業し、または、外国で歯科医師免許を得た者のうち、(3)に該当しないものであって、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができません。

国家試験の内容は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について行なわれます。予備試験は学説と実地について行なわれ、学説試験はさらに第一部と第二部とに分けられています。なお、学説試験第一部試験に合格した者でなければ学説試験第二部試験を受けることができません。試験は年に二回おこなわれますが、期日や場所などについてはあらかじめ告示されます。

初任給は国立関係の病院で本俸二八、一〇〇円（厚生省調）です。

うれしいおたより

つゆ空のうっとうしいある日、目の覚めるような緑と紫で、あやめの一茎をさっと描いたはがきが編集室に舞いこみました。いつも、ちょっとした時間にも読んで役にたつ雑誌、お礼申します。どうか一人でも多くの婦人に読ませたいと思います。会員であられる守屋東先生からのお便りでした。簡単な文面ですが、編集者として生甲斐を感じた瞬間でした。こちらからこそ心からお礼を申し上げます。

婦人に関するうごき (五月)

【婦人をめぐる社会のうごき】

○四〇年度国民生活白書が経済企画庁から発表された。このうち婦人に関係が深いとみられる点は○家計の面では消費者物価の大幅上昇のため実質的な収入・支出の伸びは都市・農村を通じて停滞したこと○農村では長期にわたる出稼ぎがふえ、婦人の過重労働などの問題がふえたこと○戦後二〇年の国民生活のうち二二年頃に行なわれた教育制度の改革、民法の改正等による婦人の地位の向上も今日の国民生活に大きな影響を与えていることなどである。

(二三日)

○売春防止法制定一〇周年記念式典が総理府・法務省・文部省・厚生省・警察庁・労働省・東京都の主催で東京虎の門の国立教育会館ホールで開かれた。首相代理の安井総務長官らの祝辞のあと菅原通済(売春対策審議会会長)、田辺繁子(同副会長)、久布白落実(売春対策国民協会会長)の三氏に総理大臣感謝状が送られたほか全国の功労者三二一人に対し各大臣から感謝状が送られた。また最後に菅原売春対策審議会長の記念講演があった。(二四日)

【婦人組織等の動き】

○日本婦人有権者同盟では、東京渋谷の婦選会館で憲法記念集会を開き「平和憲法を守る申し合わせ」を行なった。

要旨は「わが国民は民主主義の担い手として平和と戦争放棄をうたったこの憲法をよく読み、育成し、日常生活に役立てねばならない。そして活発に進められている改選運動に抗し、婦人の立場からこれを守る運動を広く展開しなければならぬ。憲法記念日にあたり使命達成のため、さらに拍車をかけることを申し合わせる」というものである。(二日)

○日本婦人有権者同盟では四一年度第二次総会を長野県浅間温泉で開き、本年度の運動方針として(一)来る衆議院総選挙等に備え理想選挙の普及徹底をはかる(二)小選挙区比例代表制の実現と小選挙区と比例代表制の配分を五対五にするよう政府等に働きかける(三)消費者行政等の身のまわりの政治にとりくむ(四)全面核停・ベトナム停戦を強く訴える(五)組織を強化するなど五項目をきめた。なお会長は市川房枝氏が留任することになった。(二四・二五日)

○全日本婦人連盟四一年度第六回総会が東京の明治神宮で開かれ本年度の重点目標を(一)都内における未組織地区及び地方組織の拡大強化(二)国防意識の高揚(三)日韓及びアジア諸国婦人との交流(四)日の丸掲揚運動(五)マスコミの正常化(六)物価問題の六項目とすることを決定した。役員は三月九日の臨時総会で選出されたとおりに承認された。(二六日)

○主婦連が「四〇年度主婦の苦情調査報告書」を発表した。この調査は「暮らしの中の危険と不衛生の問題について全国二、五〇〇人の主婦にアンケートを求めたり懇談会を開くなどして調査したものである。このうち商品による被害では、食料品、耐久消費財・化粧品に関するもの、サービスによる被害では、タクシーなど交通機関、食堂・美容院などの対個人サービス・衛生サービスに関するものが特に多くなっている。なお主婦連ではこの調査結果をもとに消費者の自衛対策を検討する一方、経済企画庁・厚生省などに対する働きかけを強める予定である。(二三日)

○売春防止法制定一〇周年記念全国集会が売春防止法制定一〇周年記念行事実行委員会(売春対策国民協会ほか売春関係三団体、売春防止運動に力を入れた婦人団体及び婦人議員有志等で構成)の主催で東京神田のYWCA講堂で開かれ市川房枝氏(参議院議員)ら三氏を講師にパネル討論を行なったあと、次のような決議をし、政府に手渡すことになった。(一)売春白書を作ること(二)売春防止法を改正すること(三)トルコ風呂など赤線復活とみられるものを禁止すること。(二四日)

○「児童憲章一五周年の集い」が東京新宿の伊勢丹デパートにおいて日本子供を守る会(日本婦人会議、新日本婦人の会、婦人民主クラブ、労組等で構成)の主催で開かれた。五月五日から始まった子供月間の一環として、また、児童憲章一五周年を記念して開かれたもので、子供総合相談所を開いて文化・教育・健康・福祉などにわたって相談が行なわれたあと、羽仁説子会長らによる講演も行なわれた。(三一日)

【その他】

○労働省婦人少年局長高橋展子氏は五月二日・三日の両日開かれた「働く婦人の地位に関するオーストラリア会議」へ出席したのち、オーストラリア・ニュージールランドにおける婦人労働事情を視察し帰国した。(二三日)

「くらんになりましたか」

(婦人関係)

○売春に関する年表

——一般資料第60号——

○労働者家庭生活技術指導状況報告

——昭和四〇年——

(庶務関係)

○内職職業補導事業要覧

女子の就業者数と完全失業者数

(1966年2月)

1人1か月平均現金給与総額

(1966年2月)

産業	女子	男子	男女計のうち女子の割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
就業者	万人 1,757	万人 2,834	% 38.3		万人 + 43
自営業	252	659	27.7		- 4
家族従業者	619	201	75.5		- 26
雇用者	886	1,969	31.0	100.0	+ 75
農林業	8	24	25.0	0.9	0
漁業・水産養殖業	3	19	13.6	0.3	+ 1
鉱業	3	30	9.1	0.3	- 1
建設業	42	209	16.7	4.7	0
製造業	316	718	30.6	35.6	+ 24
卸小売・金融保険・不動産業	245	336	42.2	27.6	+ 30
運輸通信・電気・ガス・水道業	37	283	11.6	4.2	+ 2
サービス業務	211	238	47.0	23.8	+ 17
公	21	114	15.6	2.4	0
完全失業者	25	24	51.0		+ 3

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 18,816	円 38,596	% 48.8
鉱業	15,409	37,871	40.7
建設業	17,274	37,203	46.4
製造業	17,204	37,208	46.2
卸売業	19,429	37,051	52.4
小売業	24,601	49,614	49.6
金融業	20,772	49,500	42.0
不動産業	24,007	41,095	58.4
運輸業	27,467	47,803	57.5
通信業			
電気・ガス・水道業			

注 1) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

2) ※印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。

—総理府統計局 労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局 ニュース

○女子の職業に関するガイドブック作成
成打合わせ会開催について

婦人労働課では、婦人労働力の有効活用を図る見地から女子の専門的、技術的職業に関するガイドブックを作成するため、去る五月二十九日と六月六日婦人少年局長室において学識者・学校関係者・使用者団体・職能団体・関係官公庁等の出席を得て標記打合わせ会を開催した。

○産業カウンセラー養成講習会開催
昭和四十一年度第一回の講習会を六月六日〜十一日の六日間、労働省第一会議室において開催し、企業または企業団体の生活相談業務担当者等五四名が受講した(年少労働課)。

○国際婦人問題懇談会開催
国連婦人の地位委員会に政府代表として出席した藤田たき氏による報告を内容とする標記懇談会を、六月九日新潟市において開催した。

○婦人の地位に関する国内委員会打合わせ会開催
六月二十日婦人少年局長室において有識者会議員による標記打合わせ会を開催した。

○婦人少年局人事異動(カッコ内前任)
(婦人少年局庶務課広報係長) 柴田知子
(婦人課資料係) 海野慈子
(婦人少年局庶務課広報係長) 猪股和子
(婦人課長補佐)

辞職(雇用促進事業団へ出向)
(婦人課国際係長) 秋山常子
(婦人課長補佐) 鈴木栄子
(年少労働課業務係長) 足立喜美子
(婦人課連絡調整係長) 阿部晴恵
(婦人課業務係長) 高野百合子
(婦人課連絡調整係長) 細野カツ子
(大阪婦人少年室長補佐) 豊田幾代
(鳥取婦人少年室長) 原田冴子
(大阪婦人少年室長補佐) 鳥取婦人少年室長
(婦人労働課資料係) 婦人労働課調査係長

(以上六月一日付)
(以下次号につづく)

昭和四十一年七月一日 印刷
昭和四十一年七月五日 発行
婦人と年少者 第十四巻第七号
通巻四百四十七号

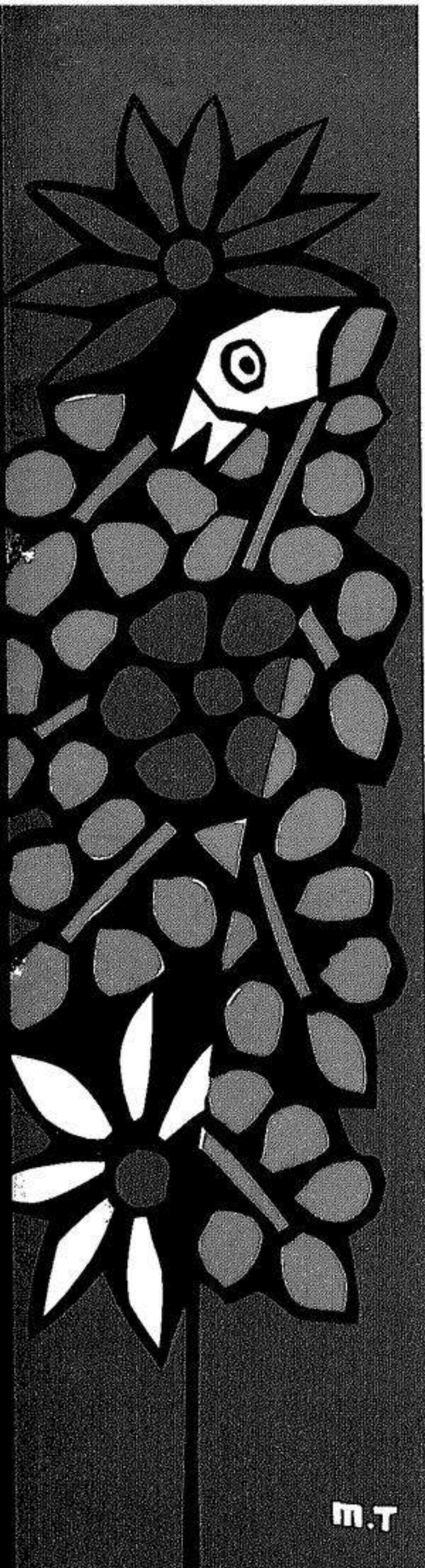
定価 六十円 千六円

編集人 久米 愛
発行人 平林たい子
印刷人 網野 栄
東京都文京区小日向町一番地

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話 九段(261) 九五九七
振替口座 東京一〇七九一四



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十一年七月五日 発行 (毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十四巻 第七号)

定価 六十円 (送料六円)

- ◆職場の安全問題
—事業所における諸施策について—
- ◆労働災害の現状と防止対策<資料>
- ◆室長の目を通して見た婦人少年
問題<座談会>

婦 人 少 年 協 会